

す。時期的、地域的な補正を行ない得るようになります。具体的な対策を含め、総合的に進められなければならぬと思います。これらの下請保護の規定違反に対し、単に大臣に勧告権を与えるだけでは保護の実をあける保証にはならないと考えます。具体的な対策を示していただきたい。さらに、現在、元請が下請から契約金額の何%かを歩掛け金、手数料といふ名目で下請業から徴収する慣行があると聞きますが、不当であります。早急に改善すべきであります。

次に、大蔵大臣にお伺いいたします。

政府工事の発注方式は、会計法により一般競争入札原則としておりますが、今日、そのほとんどが指名競争入札によつております。それはいかなる理由によるのでありますか。原則たる一般競争入札によるべきであると考えます。現在、指名競争入札の資格の決定につきましては、統一した明確な基準がなく、各官庁が個々に一方的に決定している実情であります。業者もいたしましては、これにより指名資格が左右され、事実上入札の機会を奪われることとなり、この指名資格の獲得をめぐつて好ましくない事態が発生しております。これが改善策につきまして御所見を伺いたい。

私はかねてより、ロアーリミット制の確立を中心としてまいり、幾たびか法案も提案してきました。三十六年の会計法の一部改正で、不完全ながら最低価格制が実現いたしました。これの運用状況について説明していただきたい。さらにもう一つ申し述べます。この制度の強化を検討される意思がありますか。

昨年秋、大津地方裁判所が、滋賀上水道工事談合事件に対する判決で、「企業は自らを守る権利がある。官庁単価の低さから身を守る談合は正当

である」と述べていること、公共事業の積算單価が無謀に近いほど低いことは常識となつております。会計検査院、大蔵当局は、工事の出来高に對して不正、不当を指摘するだけでなく、これらは保護の実をあける保証にはならないと考えます。具体的な対策を示していただきたい。さらに、現在、元請が下請から契約金額の何%かを歩掛け金、手数料といふ名目で下請業から徴収する慣行があると聞きますが、不当であります。早急に改善すべきであります。

次に、大蔵大臣にお伺いいたします。

建設業が面臨している最大の問題は、技能労働者

の不足であり、昨年六月の調査におきまして

も、その不足率は二九・九%と全産業中最高峰を示

しております。これに対処するため、公共、事業内を問わず、職業訓練の拡充強化が必要と考えます。政府の具体的な施策をお伺いします。

最も職業訓練に力を注ぐべき大手建設業の経営者がこれに熱を入れていいと聞いております。

事業内職業訓練の実情について詳しく説明してい

ただきたいと思います。また、せつから職業訓練

を受け、優秀な技術を身につけ建設業の中へ入っ

た若い労働者が、すぐに転出していくこと

がいわれております。その定着状況を追跡調査

を受けて、必要な技術を講ずべきと考えますが、御意見

を伺いたいと思います。

建設労働者のような不安定な雇用労働者に対する具体的な施策は今日まで何も講ぜられていない

かたたと zwar て、過言ではありません。最も救い

の手を必要とするこれら労働者の労働条件の改

善、福利厚生について、いかなる施策を講じよう

としているのか。アメリカにおいて発達している

職能別組合——ユニオンの育成によってのみ建設

労働者の地位は向上されると考えます。日本にお

ける職能別組合の育成策についてお伺いしたい。

私はかねてより、ロアーリミット制の確立を主

張してまいり、幾たびか法案も提案してきました。

三十六年の会計法の一部改正で、不完全ながら

最低価格制が実現いたしました。これの運

用状況について説明していただきたい。さらにもう

一つ申し述べます。この制度の強化を検討される意

思がありますか。

昨年秋、大津地方裁判所が、滋賀上水道工事談

合事件に対する判決で、「企業は自らを守る権利

がある。官庁単価の低さから身を守る談合は正当

である」とし、その結果、裁判所は、この判決を

公表するに至りました。この判決は、建設業界に

大きな影響を及ぼすものと予想されます。この判決

は、建設業界にとって大きな変化をもたらすものと

見受けられます。この判決が実現すれば、建設業界

は、大きな変化を経験する可能性があります。この

判決が実現すれば、建設業界は大きな変化を経験

する可能性があります。この判決が実現すれば、建

設業界は大きな変化を経験する可能性があります。

この判決が実現すれば、建設業界は大きな変化を

経験する可能性があります。この判決が実現すれば、

建設業界は大きな変化を経験する可能性があります。

ことを目的としたものであります。したがつて、技術、業種、工事対象物等を限定して許可制を用することは不適当であり、また大工、左官等の一人親方について、一律的に許可制の適用除外とすることは適当でないと考えております。なお、大工、左官の一人親方であつても、誠実、かつ平穏に営業している者に対しては許可が与えられるものと考へておりますから、御安心を願いたいと思います。

次に、今回の改正におきましては、建設工事の請負契約における、いわゆる片務性を改善するため、請負契約書の記載事項を充実するとともに、注文者は契約上の重要事項を事前にできるだけ具体的に提示しなければならないことと、注文者は、その取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない請負代金を定めてはならないこと等を定めることといたしました。

さらに、今回の法改正に合わせまして、中央建設業審議会において、建設工事標準請負契約款をより合理化するための検討をいたすことにしておりますが、いわゆる危険負担の問題については、この際十分に検討することを予定いたしております。なお、標準約款は、かなり発注機関で採用されておりますが、まだ必ずしも十分という状態ではありませんので、今後ともその普及徹底を十分はかってまいる考へでございます。

次に、公共事業の積算単価の適正化につきましては、建設事業の遂行の規範となるべく、でき得る限り正確を期するよう努めております。具体的には、公共事業の施工に要する労務、材料費その他の経費について、諸種の客観的資料をもとに調査を行ない、それに基づいた積算体系をつくりております。

次に、公共工事の予定価格については、諸種の調査に基づいた積算の資料によつて必要経費を計上し、その地方の諸般の事情を考慮いたしながら、適正な価格で発注するよう指導しておりますので、御了承願いたいと思います。

次に、公共工事の設計に使用する労務単価は、いわゆる五省協定に基づいて、労働省の行なう屋外労働者職種別賃金調査の結果を統計処理して定めております。この調査は、各都道府県別に行なつており、決定の段階で、労働事情がほぼ同一と見られる地域については、隣接地域との調和をはかつて均衡のとれたものとしておりますので、御指摘の地域的要素も十分加味されているものと考えております。なお、この単価は、都道府県内における建設労働者の平均賃金でありますと、工事の実施時期、施工地域の賃金の実態及び他の工事との関連により実情に合わないと認めました場合には、発注者において、この単価の上下二五%の範囲で弾力的な運用ができることになつておりますので、御了承をいただきたいと思います。

最後の御質問でござりますが、今回の改正による下請保護の規定に違反する場合には、同時に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条、すなわち、不公正な取引方法の禁止に関する規定にも違反することになりますので、この

規定にも違反することになりますので、このように場合には、建設大臣もしくは都道府県知事または中小企業庁長官が公正取引委員会に対し、独占禁止法の規定に基づく適当な措置をとるべきことを求めることができるといたしております。したがつて、法改正後は、公正取引委員会及び中小企業庁と緊密な連絡をとりまして、法の趣旨が十分徹底できるよう措置し得るものと考へておる次第でございます。

なお、元請人が手数料を取ることによって下請金額が原価を割るようになったときは、下請人は改正後の建設業法によって保障されることになるわけでありますから、御安心を願いたいと思います。これから建設関係を中心とする企業内の職業訓練をもつと強化すべきではないか、現在あまりやつていないといふお説でございますが、建設関係の事業内訓練は、昭和四十三年においては三万九千人を訓練いたしております。これを業種別に見ますと、大工の二万人をはじめ、次は左官、建具工、それから家具工といふ順番になつておるのであります。今後とも建設関係の事業内職業訓練が通過しておりますが、それによると、補助額を倍増いたしまして、訓練生一人当たり六千四百円にいたしておるような次第であります。今国会に提案いたしております職業訓練法改正案による職業訓練法人の設立等により、事業主等の行なう職業訓練の永続的かつ積極的な発展をはかる体制の確立につとめてまいりたいと考えております。

それから職業訓練修了後その定着状態が悪いのかといふことも判断をいたす次第でございます。今後とも最低価格が適正であるかどうかといふことにつきましては、建設省とも連絡をとつておられます。これは当然であります。また、その検査の結果に基づきまして、最低価格が適正であつたかどうかといふことも判断をいたす次第でございます。今後とも最低価格が適正であるかどうかといふことにつきましては、建設省とも連絡をとつておられます。これで、御了承願いたいと思います。

○國務大臣(福田赳氏君) お答えを申し上げます。

〔國務大臣(福田赳氏君) 拍手〕

以上お答えいたしました。(拍手)

名競争でなくいいじやないかと、こういうお話を

でございますが、なるほど政府が物を売る場合には、そのとおりでございます。物を売る際には、お金で政府は受け取る。お金に差別はございません。

は、そのとおりでございます。物を売る際には、お金で政府は受け取る。お金に差別はございません。

○國務大臣(原健三郎君) 田中さんにお答え申し上げたいと思います。

〔國務大臣(原健三郎君) 拍手〕

以上であります。(拍手)

〔國務大臣(原健三郎君) 田中さんにお答え申し上げたいと思います。

第一は、建設関係労働者の不足に対処して、特に公共職業訓練をもつと強化すべきではないかと

いうお説でござります。建設関係の技能労働者の不足數は、昭和四十三年六月現在で約三十三万人の多さに達しております。このような状態に対処するためには、どうしても公共職業訓練をもつと強化することが必要であると存じます。それで、今回、職業訓練法の全面改正法案を国会に提出して御審議を願つておる最中でござりますが、この意図するような物品であるか、また工事内容が適正であるか、こうら問題があるわけであります。したがいまして、これはだれにでもまかして物を貰う、あるいは工事を請け負わせると、そろんから、これは一般競争を原則としなければならぬ。そういうたしておられます。しかし、逆に政府が

お読みでございません。

調査したところによりますと、就職後約七カ月において定着しておる者はおよそ九三名に相なつております。でありますから、定着率はおおむね良好だと思っておる次第であります。なお、今後とも一そく指導を強化して、職場適応、労働環境の改善等をいたしたいと思っております。

次に、アメリカ等において行なわれておる職能別組合をわが日本においても育成する考えはあるが、いろいろお説でございますが、わが国の労働組合の組織形態は、御指摘の職能別組合も若干は存在いたしますけれども、もうほとんどの大半は企業別組織であることは御承知のとおりであります。このよろな労働組合の組織は、それぞれの国の労働運動の歴史、労使関係の実態、産業社会の慣習等を反映いたしております。労働者が自主的な判断に基づいて形成をしてきたものであります。このように労働組合の組織は、労働者により自主的にかつ民主的につくられるべきものでありまして、労働省といたしましてはこれに介入すべき筋合いでなかろうと存じておる次第であります。

さらに、建設関係労働者はその雇用が不安定なために、失業保険、労災保険の適用がうまくいっていないのではないかといふことでございますが、失業保険は、現在五人未満の事業所については任意適用となつておるため、比較的小零細規模の事業所の多い建設業等におきましては、未適用の事業所が多く見られるところであります。しかしながら、今回この法律の改正法案を提出いたしておりますが、これが成立いたしますならば、五人未満の事業所に対しても適用範囲を拡大いたしていくこととなります。建設業においても、労務管理の近代化も一段と推進されるものと考えております。

また、失業保険における給付水準は、諸外国と比較しても遜色のないものと考えておりますが、今回の改正案においては、さらに一そく失業者の生活の安定をはかるため、低所得層を中心として

給付全般にあたつてその内容の改善をはかる考えであります。建設業については、労災保険はすでに適用されおり、しかも下諸の労働者を含めて、元請事業主が一括して保険料納付などの責任を負つておるところであります。御承知のとおりであります。

また、労災保険の保険給付については、昭和四十年の法改正以来、年金制度を取り入れておなります。なお、最近各方面から、給付改善の要望もあり、現在労災保険審議会に検討をお願いしておりますので、政府といたしましては、その結果を待つて、さらに善処いたしたいと思っております。

以上お答え申します。(拍手)

○國務大臣(斎藤昇君)登壇、拍手

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

(拍手)

取り扱うかといふ点につきましては慎重に考慮をいたしまして、抜本改正の際に日雇保険とあわせて考えたい、かように思つておる次第でござりますので、御了承をいただきたいと存じます。

昭和四十四年四月二十一日
衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年の国際コーヒー協定
前文
この協定の締約国政府は、
輸出による収入を得るために、ひいては、社会的及び経済的分野における開発計画を継続するため、コーヒーに大きく依存している多数の国の経済にとって、この商品が特に重要なことを認め、

コーヒーの市場取引に関する緊密な国際協力が、コーヒー生産国との多角化及び発展を促進し、かつ、このようにして生産者と消費者との間の政治的及び経済的結合の強化に寄与することを考慮し、

生産者及び消費者の双方にとって有害であることがある生産と消費との間の持続的な不均衡、重圧的な在庫の累積及び顕著な価格変動におもむく傾向が生ずることを予期すべき理由があるものと認め、

そのような事態は、国際的措置を執らない限り、通常の市場の力によつては是正することができないものであることを確信し、また、

国際コーヒー理事会が千九百六十二年の国際コーヒー協定について行なつた再交渉に留意

○議長(重宗雄三君) 日程第一、千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
○議長(重宗雄三君) 日程第三、海外移住事業団法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○議長(重宗雄三君) 御異議なしと呼ぶ者あり

〔議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。〕

まず、委員長の報告を求めます。外務委員会理事長谷川仁君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日程第二、国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件
日程第三、海外移住事業団法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
〔いずれも衆議院送付〕

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。〕

まず、委員長の報告を求めます。外務委員会理事長谷川仁君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
そこで、大工、左官のよろしいわゆる一人親方と称する方々は、本来ならば国民健康保険に入るべきものかと思うでござりますが、しかしながら、業態から考えまして、御指摘のように、ただいま解釈上、撫制適用として日雇保険でやつてゐるわけでござります。このたびの改正は、やはり日雇保険の中でも今までどおりの撫制適用を続けていくという考え方のものと立つて、改正案を諮詢いたしておるわけでございます。これが抜本的にいたしてあるわけでございます。

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

して、この協定の目的は、次のとおりとする。

第一章 目的

第一条 目的

(1) 公正な価格で、消費者のためにコーヒーの十分な供給を確保し、かつ、生産者のためにコーヒーの市場を確保するよう、また、生産と消費との間の長期的均衡をもたらすように、供給と需要との間の妥当な均衡を達成すること。

(2) コーヒーの重圧的な過剰及び過度の価格変動によって生ずる深刻な困難で生産者及び消費者の双方に不利益となるようなものを軽減すること。

(3) 加盟国において、生産資源の開発並びに雇用及び所得の増加及び維持に寄与し、それにより、公正な賃金、一層高い生活水準及び一層良い労働条件の実現を助けること。

(4) 価格を公正な水準に維持し、かつ、消費を増大させることによって、コーヒー輸出国の購買力の増大を助けること。

(5) すべての可能な方法によつてコーヒーの消費を奨励すること。

(6) コーヒーの取引と工業製品の市場の経済的安定性との関係を認識し、一般的に、世界のコーヒー問題に関する国際協力を促進すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、

(1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の豆及び実(ペーチメント・コーヒーであるか、生コ

ヒーであるか、いりコーヒーであるかを問わない)をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーや含む。これらの語は、次の意味を有する。

(a) 「生コーヒー」とは、いる前の裸豆の状態におけるすべてのコーヒーをいう。

(b) 「コーヒーの実」とは、コーヒー樹の完全な果実をいう。コーヒーの実の生コーヒー相当重量をいう。

(c) 「ペーチメント・コーヒー」とは、ペーチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。ペーチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るために、ペーチメント・コーヒーの正味重量を〇・五倍するものとする。

(d) 「いりコーヒー」とは、生コーヒーをなんらかの程度までいつたものをいい、ひきコーヒーを含む。いりコーヒーの生コーヒー相当重量を得るために、いりコーヒーの正味重量を一・一九倍するものとする。

(e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものをいう。カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得るために、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーの正味重量をそれぞれ一倍、一・一九倍又は三倍するものとす。

(f) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は三百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(g) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は三百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、千キログラムのメートル・トン又は一千二百四・六ポンドをいい、また、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。

(4) 「コーヒーの輸出」とは、第三十九条に別段の定めがある場合を除くほか、コーヒーの積出しでそのコーヒーを生産した国の領域からその外に向けて行なうものをいう。

(5) 「機関」、「理事会」及び「執行委員会」とは、それぞれ、第七条に規定する国際コーヒー機関、国際コーヒー理事会及び執行委員会をいう。

(6) 「加盟国」とは、締約国、第四条の規定に基づいて本土地域と分離して加盟国であると宣言された属領又は第五条若しくは第六条の規定に基づいて加盟集団として機関に加盟する二以上の締約国若しくは二以上の属領若しくはその両者をいう。

(7) 「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は國、すなわち、コーヒーの輸出がコーヒーの輸入を上回る加盟国又は國をいう。

(8) 「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は國、すなわち、コーヒーの輸入がコーヒーの輸出を上回る加盟国又は國をいう。

(9) 「加盟生産国」又は「生産国」とは、それを得るために、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を三倍するものとする。

(10) 「区分」との単純過半数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投する票の過半数及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投する票の過半数(加盟輸出国及び加盟輸入国)の区分ごとにそれぞれ別個に計算するにあたる数の票をいう。

(11) 「区分」との三分の二以上の多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国が投する票の三分の二以上の多数及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投する票の三分の二以上の多数票をいう。

(12) 「効力発生の日」とは、別段の定めがある場合を除くほか、コーヒーの積合を除くほか、この協定が暫定的に又は確定的に効力を生ずる日をいう。

(13) 「輸出可能生産量」とは、当該コーヒーの年度における輸出国のコーヒーの総生産量からその年度における国内消費に充てられる部分を差し引いた数量をいう。

(14) 「輸出可能数量」とは、当該コーヒーの年度における輸出国の輸出可能生産量に過去の年度を通じて累積した在庫量をえた数量をいう。

(15) 「輸出権利数量」とは、加盟国がこの協定に基づき輸出することを承認されるコーヒーの数量の合計をいい、第四十条の規定に基づき輸出割当使用分に算入しないこととなる輸出を含まない。

(16) 「承認輸出」とは、輸出権利数量の範囲内で実際に行なつた輸出をいう。

(17) 「許容輸出」とは、承認輸出と第四十条の規定に基づき輸出割当使用分に算入しないこと

(3) 理事会は、また、この協定に基づく任務を遂行するために必要な記録及び望ましいと認めるその他の記録を保管し、並びに年次報告を公表する。

第十一条 理事会の議長及び副議長の選挙に第一副議長、第二副議長及び第三副議長を選挙する。

(2) 原則として、議長及び第一副議長は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分のうち、いずれか一方の区分に属する加盟国の代表の中から選挙し、第二副議長及び第三副議長は、他方の区分に属する加盟国の代表の中から選挙する。これらの役員の地位は、毎コーヒ一年度、両区分の加盟国に文書にあり当てる。

(3) 議長及び議長として行動する副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。

官報(号外)

十をこえる場合には、当該区分内の各加盟国の基本票の数は、各区分内の基本票の数が合計して百五十以下となるように調整する。

(3) 加盟輸出国の残余の票は、加盟輸出国の間で、各国の基本輸出割に比例して配分する。ただし、第五条(2)に掲げる規定から生ずる事項について投票を行なう場合には、加盟集団に配分した残余の票は、当該加盟集団の構成員の間で、当該加盟集団の基本輸出割に比例して配分する。基本輸出割に自己の持分に比例して配分する。基本輸出割を受けなかつた加盟輸出国は、この残余の票の配分を受けない。

(4) 加盟輸入国の残余の票は、加盟輸入国の間で、各国の過去三年間ににおけるコーヒの輸入の平均数量に比例して配分する。

(5) 票の配分は、理事会が各コーヒ一年度の当初に決定するものとし、(6)に別段の定めがある場合を除くほか、当該年度中効力を有する。

(6) 機関の加盟国に変動がある場合又は加盟国の投票権が第二十五条、第三十八条、第四十五条、第四十八条、第五十四条若しくは第五十九条の規定に基づいて停止され若しくは回復される場合には、理事会は、いつでも、この条の規定による議決が得られない場合には、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分多数票による議決で理事会が行なう決定により、四十八時間以内に再び表决に付する。

(7) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票による議決がなお得られない場合には、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、二十四時間以内に再び表决に付する。

(8) 票数は、分数であつてはならない。

第十三条 理事会の投票手続

第十二条 票数

(1) 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。これらの各投票は、(2)から(8)までの規定に従つて、加盟輸出国及び加盟輸入国の中からそれぞれ配分する。

(2) 各加盟国は、五の基本票を有する。ただし、加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の会合において自國の利益を代表し及び自國の投票権を行使する権限を委任することができる。

この場合には、第十二条(7)に定める制限は、適用しない。

第十四条 理事会の決定

(1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの単純過半数票による議決で行なう。

(2) この協定において区分ごとの三分の二以上の多数票による議決を必要とする理事会の措置に関する手続による。

(3) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票による議決が得られない場合には、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分多数票による議決で理事会が行なう決定により、四十八時間以内に再び表决に付する。

(4) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二以上の多数票による議決がなお得られない場合には、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、二十四時間以内に再び表决に付する。

(5) 票数は、分数であつてはならない。

(6) 各代表は、自己が代表する加盟国のすべての票を投する権利を有するものとし、また、これらの票を分割して投じてはならない。ただし、各代表は、(2)の規定に従つて委託された票については、前記の票と別個に用いることができ

(7) いかなる加盟国も、四百をこえる数の票を有することとなつてはならない。

(8) 票数は、分数であつてはならない。

第十四条 理事会の投票手続

第十三条 票数

(1) 各代表は、自己が代表する加盟国のすべての票を投する権利を有するものとし、また、これらの票を分割して投じてはならない。ただし、各代表は、(2)の規定に従つて委託された票については、前記の票と別個に用いることができ

(3) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

(4) 理事が議案をその後の表決に付さない場合には、当該議案は、否決されたものとす

(5) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

(6) 加盟国は、当選した際にもともと自國に投じられた票及び当選した後自國に委託された票を

ることができる。

(2) 執行委員会の各構成国は、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を任命する。

(3) 執行委員会の議長は、理事会が毎コーヒ一年度任命するものとし、また、再任されることができる。議長は、投票権を有しない。代表が議長に任命された場合には、代表代理が代表に代わつて投票権を有する。

(4) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、その他の場所においても会合することができる。

(5) 第十六条 執行委員会の構成国は、

(6) 執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国は、

(7) 執行委員会において、加盟輸出国及び加盟輸入国は、第十三条(2)の規定に従つて委託された票から(7)までの規定に従つて行なう。

(8) 執行委員会は、(1)の規定に基づいて自國に属するすべての票を单一の候補を投する。加盟国は、第十三条(2)の規定に従つて委託された票は他の候補に投することができる。

(9) 最も多數の票を獲得した人の候補を当選国とする。ただし、いかなる候補も、一回目の投票においては、少なくとも七十五票を獲得しない場合は候補に付する。

(10) 一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の一回目の投票において(9)の規定に従つて八未満の候補が当選した場合には、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいずれの候補にも票を投じなかつた加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最少限の票数は、八票の候補が当選するまで、毎回五つ減ずるものとする。

(11) 当選したいずれの加盟国にも票を投じなかつた加盟国は、(6)及び(7)の規定に従うことを条件として、当選した加盟国中のいすれか一国に自國の票を委託する。

(12) 加盟国は、当選した際にもともと自國に投じられた票及び当選した後自國に委託された票を

(1) 執行委員会は、第十六条の規定に従つて毎コーヒ一年度選挙される八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。構成国は、再選され

金の額は、当該各会計年度の運営予算が承認された時点において当該各加盟国の票数がすべての加盟国の票数の合計中に占める割合に比例するものとする。ただし、分担金の額が決定される会計年度の当初に加盟国間の票の配分が第十二条の規定に従つて変更される場合には、当該分担金の額は、当該年度につき、その変更に応じて調整する。分担金の額の算定にあたっては、各加盟国の票数は、いざれかの加盟国の投票権の停止又はそれから生ずる票の再配分を考慮しないで計算する。

(3) この協定の効力発生の日の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票の数及び当該会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度における他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

(2) 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することができる通貨で支払うものとし、その支払の義務は、当該会計年度の最初の日に生ずる。

(2) いざれかの加盟国が分担金の支払の義務が生ずる日から六箇月以内に運営予算に係る分担金の全額を支払わない場合には、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じさせれる権利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で決定する場合を除くほか、この協定に基づくその他のいずれの権利をも奪われ、又はこの協定に基づくいざれの義務をも免除されることはない。

(3) 加盟国は、(2)、第三十八条、第四十五条、第四十八条、第五十四条又は第五十九条の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、なお、その分担金を支払う責任を負う。

第二十六条 会計の検査及び公表

官報(号外)

独立の専門家による会計検査を了した各会計年度の機関の收支計算書は、当該各会計年度の終了後できる限りすみやかに、承認及び公表のために理事会に提出する。

第七章 輸出の規制

(1) 加盟国は、第一条特に同条(4)に定める目的が達成されるようにその通商政策を運用することを約束する。加盟国は、その社会的及び経済的進歩のための計画を遂行することに伴う外貨の必要に応じさせるためコーヒーの輸出から生ずる実質的収入を漸進的に増加するよろな態様で、この協定を実施することが望ましいことに同意する。

(2) 加盟国は、この章に規定する輸出割当ての決定その他この協定の実施によつて前記の目的を達成するため、コーヒーの価格の一般的水準が一千九百六十二年における一般的水準を下回らないことを確保する必要があることに同意する。

(3) 加盟国は、さらに、公正であり、かつ、消費の望ましい増大を妨げない価格を消費者のために確保することが望ましいことに同意する。

第二十八条 基本輸出割当て

輸出国は、一千九百六十八年十月一日から、附属書Aに定める基本輸出割当てを有する。

第二十九条 加盟集団の基本輸出割当て

附属書Aに掲げる二以上の国が第五条の規定に従つて加盟集団を形成する場合には、附属書Aに定めるこれらの国的基本輸出割当てを合計し、その合計を、この章の規定の適用上、单一の基本輸出割当てとして取り扱う。

第三十条 年間輸出割当ての決定

理事会は、各コーヒー年度の始まる日の少なくとも三十日前に、三分の二以上の多数票による議決で、翌コーヒー年度につき、全世界の輸入及び輸出の見積り並びに非加盟国からの推定される輸出の見積りを採択する。

第三十一条 基本輸出割当て及び年間輸出割当てに關する追加規定

(1) 過去三年間ににおけるコーヒーの承認輸出の年平均が十万袋に達しなかつた加盟輸出国は、基本輸出割当てを受けないものとし、このようないくつかの加盟輸出国については、(2)の規定に従つて算定する。このような加盟輸出国の年間輸出割当てが十万袋に達した場合には、理事会は、その加盟輸出国について基本輸出割当てを設定する。

(2) 基本輸出割当てを受けなかつた各加盟輸出国は、附属書Aの注2に別段の定めがある場合を除くほか、一千九百六十八一千九百六十九コーヒー年度につき、附属書Aの注1に定める年間輸出割当てを有する。この年間輸出割当ては、その後の各年度については、(3)の規定に従うことを条件として、(1)に規定する十万袋の限度に達する時まで、前記の最初の年間輸出割当ての十ペーセントずつ増加する。

(3) (2)の各加盟輸出国は、理事会のための情報と分の当該加盟輸出国の輸出割当てに加算する。

第三十三条 年間輸出割当ての調整

理事会は、市場の状況によつて必要である場合は、輸出割当ての実情を再検討し、第三十条(2)の規定に基づいて決定された基本輸出割当てに対する百分率を変更することができる。この場合において、理事会は、加盟輸出国の予想される輸出割当不使用分を当該コーヒー年度中の次の四半期の当不使用分を当該コーヒー年度中の次の四半期の当不使用分を当該加盟輸出国の輸出割当てに加算する。

(1) 加盟輸出国は、当該コーヒー年度分の輸出割当の全量を輸出するため十分なコーヒーを保有しているかどうかを、当該コーヒー年度中でできる限りすみやかに（おそらくも当該コーヒー年度の八箇月目の月の末まで）及び理事会が定める一箇月の月に、理事会に通告する。

(2) 理事会は、第三十三条の規定に従つて輸出割当の水準を調整するかどうかを決定するにあたり、(1)の通告を考慮に入れる。

第三十五条 四半期輸出割当の調整

(1) 理事会は、この条に規定する場合には、第三十二条(1)の規定に基づき各加盟輸出国について決定した四半期輸出割当を変更する。

(2) 理事会が第三十三条の規定に従つて年間輸出割当を変更する場合には、その変更は、当該コードー年度の当該四半期分の輸出割当で、当該四半期分及び残余の四半期分の輸出割当では残余の四半期分の輸出割当に反映しなければならない。

(3) 理事会は、(2)に規定する調整のほか、市場の状況によつて必要であると認める場合には、年間輸出割当を変更することなく、当該コードー年度の当該四半期分及び残余の四半期分の輸出割当の間で調整を行なうことができる。

(4) 加盟輸出国が、例外的事情のため、第三十二条(2)に規定する制限によつてその経渶に重大な損害を受けるおそれがあると認められる場合には、理事会は、当該加盟輸出国の要請により、第五十七条の規定に基づく適当な措置を執ることができる。当該加盟輸出国は、当該損害についての証拠を提出し、かつ、価格の安定の維持に関する十分な保証を行なわなければならない。ただし、理事会は、いかなる場合にも、当該コードー年度の最初の四半期に年間輸出割当の三十五パーセント、最初の二の四半期に六十五パーセント、また、最初の三の四半期に入十五パーセントをこえて輸出することを加盟輸出国に対して承認してはならない。

(5) すべての加盟国は、短期間に生ずる価格の著しい上昇又は下落が、価格の基本的動向を不当にゆがめ、生産者及び消費者の双方に深刻な不安をもたらし、かつ、この協定の目的の達成を危うくするおそれがあるものであることを認めることを約束する。

(6) 理事会は、価格の一般的水準が異常に上昇又は下落が輸入者間、輸出者間又はその双方間の協定によるコードー市場の人为的操作に基因するものであると認定する場合には、単純過半数票による議決で、その時に有効な四半期輸出割当の全体の水準を変更することができる。

第三十六条 輸出割当の調整のための手続

(1) 年間輸出割当では、第三十一条及び第三十七条に別段の定めがある場合を除くほか、各加盟輸出国の基本輸出割当に同一の百分率を乗することにより、決定し及び調整する。

(2) 第三十五条(2)、(3)、(5)及び(6)の規定に基づきすべての四半期輸出割当に対し行なわれる一般的変更は、理事会が定める適当な規則に従い、各加盟輸出国の四半期輸出割当について比例的に適用される。この規則は、各加盟輸出国の年間輸出割当のうち当該加盟輸出国が当該コードー年度の各四半期においてすでに輸出し又は輸出の権利を有する数量の各百分率を考慮して定める。

(3) 第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定に基づく年間輸出割当及び四半期輸出割当の決定及び調整についての理事会のすべての決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの三分の二以上の多數票による議決で、加盟輸出割当をこえて輸出した場合には、理事会は、当該超過分の百十パーセントに相当する数量を削減する。

(4) 加盟輸出割当をこえて輸出した場合に

(1) 理事会は、当該加盟輸出国のその後の輸出割当から、合計して当該超過分の二倍に相当する数量を削減する。

(2) 消費者がその必要とする種類のコードーを入手することができる。

(3) 各種のコードーの価格が公正であること。

(4) 短期間に急激な価格変動が生じないこと。

(5) (1)に掲げる目的を達成するため、理事会は、入手することができる。

(6) 各種のコードーの価格が公正であること。

(7) 第三十六条の規定にかかるらず、主たる種類のコードーの価格の動きに応じて年間輸出割当及び四半期輸出割当を調整するための制度を採用することができる。このように設定された制度の下で年間輸出割当を削減することができる限度は、理事会が、毎年、五パーセントをこえない範囲で定める。この制度のため、理事会は、各種のコードーについて価格差及び価格帶を設定することができる。この場合において、理事会は、特に価格動向を考慮に入れる。

(8) (2)の規定に基づく理事会の決定は、区分ごとの三分の二以上の多數票による議決で行なう。

第三十八条 輸出割当の遵守

(1) 輸出割当による規制を受ける加盟輸出国は、この協定中の輸出割当に因連するすべての規定の完全な遵守を確實にするために必要な措置を執らなければならない。理事会は、みずから執ることのある措置のほかに、区分ごとの三分の二以上の多數票による議決で、加盟輸出割当によるいかなる制限をも受けない。ただし、当該加盟輸出国が、再輸出の統制につき、及び自國の本土地域と属領との間の特殊な関係から生ずるその他の事項での協定の実施に因連していると理事会が認定するものにつき、理事会にとつて満足すべき取極を締結することを条件とする。

(2) もつとも、加盟国とその属領であつて第四条又は第五条の規定に従い本土地域と分離して機関の加盟国又は加盟集団の構成員となつたものとの間のコードーの取引は、この協定の適用上、コードーの輸出として取り扱う。

第三十九条 属領からのコードーの積出し

(1) 加盟輸出国の属領からその本土地域又は他の属領に向けて行なわれるコードーの積出しで当該本土地域若しくは当該他の属領又は当該加盟輸出国のその他の属領における国内消費のためのものは、(2)に別段の定めがある場合を除くほか、コードーの輸出とはみなされず、輸出割当によるいかなる制限をも受けない。ただし、当該加盟輸出国が、再輸出の統制につき、及び自國の本土地域と属領との間の特殊な関係から生ずるその他の事項での協定の実施に因連していると理事会が認定するものにつき、理事会にとつて満足すべき取極を締結することを条件とする。

(2) 加盟輸出割当をこえて輸出してはならない。

(3) 加盟輸出国がいずれかの四半期分の自國の輸出割当をこえて輸出した場合には、理事会は、当該超過分の百十パーセントに相当する数量を削減する。

(4) 加盟輸出割当をこえて輸出した場合に

(1) 理事会は、第三十条に規定する全世界の輸入及び輸出の見積りに従つて年間輸出割当を決

官報(号外)

しく増大する可能性がある世界の特定の地域におけるコーヒーの消費の増大を容易にするため、附属書Bに掲げる国に対する輸出は、(2)(f)に別段の定めがある場合を除くほか、輸出割当使用分に算入しない。理事会は、毎年、附属書Bからいすれかの国を削除すべきかどうか又は同附属書にいすれかの国を追加すべきかどうかを決定するために同附属書を検討するものとし、その決定に従つて措置を執ることができるものとする。

(2) 附属書Bに掲げる国に対する輸出については、次の規定を適用する。

(a) 理事会は、附属書Bに掲げる国におけるコーヒーの消費の増大について前コーヒー年度に得られた結果を検討し、かつ、振興運動及び通商取極の推定される効果を考慮した後、毎年、これらの国の国内消費のための輸入の見積りを作成する。理事会は、当該コーヒー年度中はその見積りを修正することができる。附属書Bに掲げる国に対する加盟輸出国の輸出は、合計して、理事会が決定した数量を上回つてはならないものとし、そのため、機関は、附属書Bに掲げる国に対する最近の輸出を加盟輸出国に常時通報しておく。加盟輸出国は、各月における附属書Bに掲げる国に対するすべての輸出を、その月の末日から三十日以内に、機関に通報する。

(b) 加盟国は、機関が附属書Bに掲げる国へのコーヒーの流入を監視することを助けるため及びこれらの国においてこのコーヒーが消費されることを確保するため、機関が必要とする統計その他の情報を提供する。

(c) 加盟輸出国は、附属書Bに掲げる国による伝統的市場に対するコーヒーの再輸出を防止するための規定を現行の通商取極に取り入れるため、できる限りすみやかに当該現行の通商取極について再交渉するように努力するものとする。加盟輸出国は、また、すべての新

しい通商取極及び通商取極が適用されないすべての新しい定期契約（民間貿易業者と交渉したものであるか政府機関と交渉したものであるかを問わない）に、同様の規定を取り入れる。

(d) 加盟輸出国は、附属書Bに掲げる国に対する輸出の監視を常に維持するため、これらの国向けのすべてのコーヒー袋に「新市場」の文言を明示し、また、附属書Bに掲げられていない国に対する再輸出又は転送の防止についての適切な保証を要求する。理事会は、このため、適切な規則を定めることができる。附属書Bに掲げる国以外のすべての加盟国は、

附属書Bに掲げるいすれかの国から直接に積み出され若しくは転送されたコーヒーの積荷、附属書Bに掲げるいすれかの国を原仕向国とするものであることの証拠が袋若しくは輸出に関する書類に示されているコーヒーの積荷又は附属書Bに掲げる国を仕向地として表示する証明書を伴い若しくは「新市場」の文言が示されているコーヒーの積荷の自由への搬入を例外なくすべて禁止する。

(e) 理事会は、附属書Bに掲げる国におけるコーヒー市場の発展について得られた結果に関する詳細な報告書を毎年作成する。

(f) 加盟輸出国が附属書Bに掲げる国に輸出したコーヒーが附属書Bに掲げられていない国に対しても再輸出され又は転送された場合は、理事会は、再輸出され又は転送されたコーヒーの数量に相当する数量を当該加盟輸出国間に締結される地域内及び地域間の価格取極は、この協定の一般的目的に適合するものでなければならず、また、理事会に登録されるものとする。これらの取極は、生産者及び消費者の双方の利益並びにこの協定の目的を考慮に入れたものでなければならない。これらの取極の1がこの協定の目的に適合しない結果をもたらすおそれがあると認める加盟国は、理事会が次の会期において関係加盟国と当該取極について討議することを要請することができる。

(g) 理事会は、加盟国及びその参加している地域的機関との協議において、当該加盟国がその価格政策を通じコーヒーの各種の等級及び品質に応じて維持するよう努めべき価格差を勧告することができます。

(h) (2)の規定に基づく勧告に従つて価格差が採用されている等級及び品質のコーヒーにつき短期間に急激な価格変動が生じた場合には、理事会は、その事態を是正するための適切な措置を告告することができる。

(i) 第四十二条 市場動向の調査
理事会は、この協定に定める輸出割当制度を通じて得られた結果を考慮に入れて価格政策を勧告するため、コーヒーの市場動向を絶えず調査するため、コーヒーの市場動向を絶えず調査する。

(j) (3) 人間による飲料又は食料品としての消費以外のなんらかの目的のために工業的加工に供する原材料としてのコーヒー豆の輸出は、輸出割当使用分に算入しない。ただし、当該コーヒー豆が実際に前記の目的のために使用されることを条件とする。

(k) 理事会は、加盟輸出国が申請があつた場合には、当該加盟輸出国が人道的目的その他の非商業的目的のために行なつたコーヒーの輸出を当該加盟輸出国の輸出割当使用分に算入しないことを決定することができる。

第四十一条 地域内及び地域間の価格取極

(1) 加盟輸出国間に締結される地域内及び地域間の価格取極は、この協定の一般的目的に適合するものでなければならず、また、理事会に登録されるものとする。これらの取極は、生産者及び消費者の双方の利益並びにこの協定の目的を考慮に入れたものでなければならない。これらの取極の1がこの協定の目的に適合しない結果をもたらすおそれがあると認める加盟国は、理事会が次の会期において関係加盟国と当該取極について討議することを要請することができる。

(2) 加盟国によるコーヒーの再輸出には、当該加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体によって発行される有効な再輸出証明書を添付する。もつとも、非加盟国に対するコーヒーの輸出のために発行された証明書の原本は、当該加盟国が直接に機関に送付する。

(3) 加盟国によるコーヒーの再輸出には、当該加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体によって発行される有効な再輸出証明書を添付する。もつとも、そのコーヒーがこの協定に従つて輸入されたことを証明し、かつ、理事会が定める規則に適合するものを必要とする。当該加盟国は、それを、必要とする証明書の原本の数を決定し、また、証明書の各原本及びそのすべての副本に連番号を附する。理事会が別段の決定を行なわぬ限り、証明書の原本は、輸出に関する書類に添附するものとし、その副本一部は、直ちに、当該加盟国が機関に送付する。もつとも、非加盟国に対するコーヒーの輸出のために発行された証明書の原本は、当該加盟国が直接に機関に送付する。

(4) 加盟国によるコーヒーの再輸出には、当該加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体によって発行される有効な再輸出証明書を添付する。もつとも、そのコーヒーがこの協定に従つて輸入されたことを証明し、かつ、理事会が定める規則に適合するものを必要とする。当該加盟国は、それを、必要とする証明書の原本の数を決定し、また、証明書の各原本及びそのすべての副本に連番号を附する。理事会が別段の決定を行なわぬ限り、証明書の原本は、輸出に関する書類に添附するものとし、その副本一部は、直ちに、当該加盟国が機関に送付する。もつとも、非加盟国に対するコーヒーの輸出のために発行された証明書の原本は、当該加盟国が直接に機関に送付する。

(5) 各加盟国は、(1)及び(2)の規定を適用させ並びに(1)及び(2)に規定する任務を遂行させるために選定した政府機関又は非政府団体の名前を機関に通告する。機関は、非政府団体がこの協定に基づいて定められる規則に従つて加盟国責任

を果たすための能力及び意思を有していることにつき、当該加盟国が十分な証拠を提出した場合には、当該非政府団体を明示的に承認する。

理事会は、理由がある場合にはいつでも、特定の非政府団体を認めることができなくなつたことを宣言することができる。理事会は、いつでも、原産地証明書及び再輸出証明書が発行されかつ正しく使用されていることを確認し、かつ、各加盟国が輸出したコーヒーの数量を確認することができるよう、直接に、又は国際的に認められた世界的な組織を通じてすべての必要な措置を執る。

(4) (3)の規定に基づき證明を行なう団体として承認された非政府団体は、発行した証明書の記録及びその発行の基礎となつた事項の記録を二年以上の期間保管する。非政府団体は、(3)の規定に基づき證明を行なう団体として承認されるためには、機関がいつでも当該記録を審査することができるようにすることにあらかじめ同意しなければならない。

(5) 加盟国は、他の加盟国から積み出されるコーヒーで理事会が定める規則に従つて発行された有効な原産地証明書及び再輸出証明書を添えていないものについては、それが直接に輸入されるか非加盟国を通じて輸入されるかを問わず、その搬入を禁止する。

(6) 理事会が決定する形態をもつた少量のコーヒー又は船舶、航空機その他の国際交通機関において直接に消費されるコーヒーについては、(1)及び(2)の規定は、適用しない。

第九章 加工コーヒー

第四十四条 加工コーヒーに関する措置

(1) いづれの加盟国も、他の加盟国に対する輸出及び再輸出に影響を及ぼす政府の措置であつて、当該他の加盟国との関連において全体として生コーヒーよりも加工コーヒーに一層有利な差別的取扱いとなるものを執つてはならない。この規定の適用にあたり、加盟国は、次のとこと

に果たすための能力及び意思を有していることにより、当該加盟国が十分な証拠を提出した場合には、当該非政府団体を明示的に承認する。

理事会は、理由がある場合にはいつでも、特定の非政府団体を認めることができなくなつたことを宣言することができる。理事会は、いつでも、原産地証明書及び再輸出証明書が発行されかつ正しく使用されていることを確認し、かつ、各加盟国が輸出したコーヒーの数量を確認することができるよう、直接に、又は国際的に認められた世界的な組織を通じてすべての必要な措置を執る。

(4)

(3)の規定に基づき證明を行なう団体として承認された非政府団体は、発行した証明書の記録及びその発行の基礎となつた事項の記録を二年以上の期間保管する。非政府団体は、(3)の規定に基づき證明を行なう団体として承認されるためには、機関がいつでも当該記録を審査することができるようにすることにあらかじめ同意しなければならない。

(5) 加盟国は、他の加盟国から積み出されるコーヒーで理事会が定める規則に従つて発行された有効な原産地証明書及び再輸出証明書を添えていないものについては、それが直接に輸入されるか非加盟国を通じて輸入されるかを問わず、その搬入を禁止する。

(6) 理事会が決定する形態をもつた少量のコーヒー又は船舶、航空機その他の国際交通機関において直接に消費されるコーヒーについては、(1)及び(2)の規定は、適用しない。

第九章 加工コーヒー

第四十四条 加工コーヒーに関する措置

(1) いづれの加盟国も、他の加盟国に対する輸出及び再輸出に影響を及ぼす政府の措置であつて、当該他の加盟国との関連において全体として生コーヒーよりも加工コーヒーに一層有利な差別的取扱いとなるものを執つてはならない。この規定の適用にあたり、加盟国は、次のとこと

に妥当な考慮を払うことができる。

(a) 附屬書Bに掲げる国による特別の事情

(b) 各種の形態のコーヒーの輸入又は再輸出に

(c) 関する加盟輸入国による差別的取扱い

(d) 加盟国は、(1)の規定が遵守されていないと認める場合には、その苦情を、自国の意見の理由に関する詳細な報告及び執られるべきであると認める措置の説明とともに、書面によつて事務局長に通告することができる。事務局長は、その旨を、苦情を申し立てられた加盟国に直ちに通報し、その意見を求める。事務局長は、関係加盟国に対し相互に満足すべき解決に達するよう勧奨し、かつ、できる限りすみやかに理事会に對して詳細な報告(苦情を申し立てた加盟国が執るべきであると認める措置及び苦情を申し立てられた加盟国のお見を含む。)を行なう。

(e) 仲裁委員会は、設置された後三週間以内に、利用することができるすべての情報に基づき、差別的取扱いが存在するかどうか及び、存在する場合には、その程度を認定する。

(f) すべての問題に關する仲裁委員会の決定は、必要な場合には、實質的事項であるか手続的事項であるかを問はず、過半數票による議決で行なう。

(g) 事務局長は、仲裁委員会の結論を直ちに関係加盟国に通告し、かつ、理事会に通報する。

(h) 事務局長が通告を受領した後三十日以内に解決に達しなかつた場合には、事務局長は、通告を受領した後四十日以内に仲裁委員会を設置する。同委員会は、次の者で構成する。

(i) 苦情を申し立てられた加盟国が指名する者一人

(j) 苦情を申し立てられた加盟国が指名する者一人

(k) 関係加盟国が相互に合意して指名し、又は、そのような合意が成立しない場合に、(i)及び(j)の規定に基づいて指名される者二人が相互に合意して指名する議長一人

(l) 事務局長が(k)に規定する通告を受けた後三十日の期間が経過した後においても事態が是正されないと認める場合には、理事会に通報した後、対抗措置を執ることができる。この対抗措置は、仲裁委員会が認定した差別的取扱いに対抗するために必要な限度をこえるものであつてはならず、また、当該差別的取扱いが存在する

(m) この条に定める期限は、関係加盟国の合意によつて変更することができる。

第十章 輸入の規制

(1) 各加盟国は、非加盟国である輸出国がその輸出を加盟国の犠牲において増加することを防ぐため、非加盟国である輸出において生産されるコーヒーの年間輸入量を、一千九百六十年及び一千九百六十二年の三層年度における非加盟国からのコーヒーの輸入の年平均以下に制限する。

(2) 理事会は、この協定の目的を達成するために必要であると認める場合には、区分ごとの三分の一以上の多數票による議決で、(1)に規定する数量制限を停止し、又は変更することができる。

(3) 理事会は、非加盟国原産のコーヒーの許容される輸入量に関する年次報告及び各加盟輸入国が(1)の規定に従つて行なつた輸入に関する四半期報告を作成する。

(4) (1)から(3)までに定める義務は、これと矛盾する義務で加盟輸入国が一千九百六十二年八月一日前から二国間又は多數国間の取極に基づいて非

保をも有しない者でなければならない。

(e) 関係加盟国は、仲裁委員会の作業を容易にし、また、関係があるすべての情報を提供する。

(f) 仲裁委員会は、設置された後三週間以内に、利用することができるすべての情報に基づき、差別的取扱いが存在するかどうか及び、存在する場合には、その程度を認定する。

(g) すべての問題に關する仲裁委員会の決定は、必要な場合には、實質的事項であるか手続的事項であるかを問らず、過半數票による議決で行なう。

(h) 事務局長は、仲裁委員会の結論を直ちに関係加盟国に通告し、かつ、理事会に通報する。

(i) 事務局長が通告を受領した後三十日以内に解決に達しなかつた場合には、事務局長は、通告を受領した後四十日以内に仲裁委員会を設置する。同委員会は、次の者で構成する。

(j) 苦情を申し立てられた加盟国が指名する者一人

(k) 関係加盟国が相互に合意して指名し、又は、そのような合意が成立しない場合に、(i)及び(j)の規定に基づいて指名される者二人が相互に合意して指名する議長一人

(l) 事務局長が(k)に規定する通告を受けた後三十日の期間が経過した後においても事態が是正されないと認める場合には、理事会に通報した後、対抗措置を執ることができる。この対抗措置は、仲裁委員会が認定した差別的取扱いに対抗するために必要な限度をこえるものであつてはならず、また、当該差別的取扱いが存在する

(m) この条に定める期限は、関係加盟国の合意によつて変更することができる。

第十四章 輸入の規制

(1) 各加盟国は、非加盟国である輸出国がその輸出を加盟国の犠牲において増加することを防ぐため、非加盟国である輸出において生産されるコーヒーの年間輸入量を、一千九百六十年及び一千九百六十二年の三層年度における非加盟国からのコーヒーの輸入の年平均以下に制限する。

(2) 理事会は、この協定の目的を達成するために必要であると認める場合には、区分ごとの三分の一以上の多數票による議決で、(1)に規定する数量制限を停止し、又は変更することができる。

(3) 理事会は、非加盟国原産のコーヒーの許容される輸入量に関する年次報告及び各加盟輸入国が(1)の規定に従つて行なつた輸入に関する四半期報告を作成する。

(4) (1)から(3)までに定める義務は、これと矛盾する義務で加盟輸入国が一千九百六十二年八月一日前から二国間又は多數国間の取極に基づいて非

- (f) 委員会は、加盟国において運動を実施する
- (e) 委員会は、加盟国に對し負つてゐるものと免除するものではない。もつとも、当該矛盾する義務を負うい
- (d) 振興計画の規模及び費用は、理事会が検討する。
- (c) 委員会の構成員は、振興計画に提出する加盟国に限られる。
- (b) 加盟輸入国も、振興計画に資金的に貢献をすることができる。
- (a) 振興計画の費用は、加盟輸出国の拠出金をもつて支弁する。
- (2) 前記の委員会には、次の規定を適用する。
- (b) 加盟輸入国は、当該矛盾する義務を遂行し、当該矛盾する義務を遵守するための規定によるものとする。
- (e) 委員会は、加盟国において運動を実施する
- (d) 委員会の内部規則は、理事会の承認を受け
- (c) 委員会は、振興計画に提出する加盟
- (b) 加盟輸入国は、当該矛盾する義務を最小限のものとするために執つた措置を通報する。
- (a) 加盟輸入国がこの条の規定を遵守しない場合には、理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟輸入国が理事会においてその有する投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利を停止することができ
- (1) 理事会は、コーヒーの消費の振興を後援する。この目的を達成するため、理事会は、コーヒーの原産地、種類又は銘柄のいかんを問わずすべての適当な方法によつて輸入国におけるその消費を振興すること並びにこの飲料の最高の品質及び純度の達成及び維持に努めることを目的とする別個の委員会を維持することができます。
- (2) 前記の委員会には、次の規定を適用する。
- (a) 振興計画の費用は、加盟輸出国の拠出金をもつて支弁する。
- (b) 加盟輸入国も、振興計画に資金的に貢献をすることができる。
- (c) 委員会の構成員は、振興計画に提出する加盟
- (b) 加盟輸入国は、当該矛盾する義務を最小限のものとするために執つた措置を通報する。
- (a) 加盟輸入国がこの条の規定を遵守しない場合には、理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟輸入国が理事会においてその有する投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利を停止する。

- (g) 委員会は、振興のためのすべての財源を管理し、かつ、この財源に關するすべての計算書を承認する。
- (3) 直接に振興活動のために雇用する機関の恒久の旅行の費用を除く。は、機関の運営予算から支出する。
- (4) 第四十七条 消費に対する障害の除去
- (1) 加盟国は、コーヒーの消費の最大限の増大を、できる限りすみやかに、特に、この増大を妨げるおそれのあるいずれの障害をも漸進的に除去することによって、達成することが最も重要であることを認める。
- (2) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に次の措置が現在執られていることを認める。
- (a) コーヒーに適用される輸入制度（特惠関税その他の関税、輸入割当て並びに政府の輸入独占機関及び公的買付機関の運営を含む。）その他行政規則及び商慣行
- (b) 直接又は間接の補助金に関する輸出制度その他の行政規則及び商慣行
- (c) 消費に影響するおそれのある国内の取引条件並びに国内の立法上及び行政上の措置
- (3) 加盟国は、(1)の目的及び(4)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げるよう、又は消費の増大に対する障害の除去のための他の措置を執るよう努力するものとする。
- (4) 加盟国は、相互の利益を考慮に入れて、かつ第一回国際連合貿易開発会議の最終議定書の附屬書A-IIの精神をもつて、貿易及び消費の増大に対する(2)に規定する障害を漸進的に軽減し、また、可能な限り最後には除去するための、又はこれらの障害の影響を実質的に低減させるための手段及び方法を追求することを約束する。
- (5) 加盟国は、この条の規定を実施するために採用したすべての措置を理事会に通報する。
- (6) 理事会は、この条の目的を達成するためには加盟国に勧告を行なうことができ、また、千九百六十九一千九百七十二年一度の最初の会期において、達成された結果を検討する。
- (7) 第四十八条 生産の政策及び統制
- (1) 各加盟生産国は、自国のコーヒーの生産を、国内消費、許容輸出及び第四十九条に規定する在庫のために必要な水準を上回らないように調整することを約束する。
- (2) 各加盟生産国は、千九百六十八年十二月三十日前に、(1)に規定する要素に基づく千九百七十二一千九百七十三コーヒー年度の生産目標案を執行委員会に提出する。この生産目標案は、執行委員会が区分ごとの単純過半数票による議決で千九百六十八年十二月三十一日後の最初の理事会の会期の前に拒否しない限り、承認されたものとする。執行委員会は、このように承認された生産目標を理事会に通報する。執行委員会は、いずれかの加盟輸出国の生産目標案を拒否した場合には、当該加盟輸出国の生産目標を勧告する。理事会は、千九百六十八年十二月三十一日後で千九百六十九年三月三十一日以前の最初の会期において、執行委員会によって生産目標案を拒否された加盟輸出国又は生産目標案を提出しなかつた加盟輸出国の個別の生産目標案を、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、かつ、執行委員会の勧告に照らして、設定する。
- (3) いずれの加盟輸出国も、その生産目標が(2)の規定に基づき機関によつて承認され又は理事会によって設定される時までは、千九百六十九年四月一日において有効な自国の年間輸出権利数量の水準をこえてその年間輸出権利数量の増加を享受することができない。
- (4) 理事会は、この協定に加入する加盟輸出国の

- 生産目標を設定するものとし、また、加盟輸出ができる。
- (5) 理事会は、この条の規定に基づいて設定され又は承認された生産目標を絶えず検討し、かつ、それらの生産目標を、その総計が世界の需要見積りに合致するためには必要な限度まで、修正する。
- (6) 加盟国は、この条の規定に基づいて設定され又は承認された個別の生産目標に従うことと約束し、各加盟生産国は、このために必要であると認める政策及び手続を適用する。この条の規定に基づいて設定され又は承認された個別の生産目標は、生産の義務の最低限度を意味するものでもなく、また、特定の水準までの輸出の権利を与えるものでもない。
- (7) 加盟生産国は、生産を規制するため及びこの条の規定に基づいて設定され又は承認された個別の生産目標に従うために執つた措置に関する定期的報告を、理事会が決定する形式で及びその決定する時期に、機関に提出する。理事会は、この情報及び関係がある他の情報について行なう評価に照らし、必要又は適当と認める一般的な又は特別の措置を執る。
- (8) この条の規定を遵守するための十分な措置を執つていないと理事会が認定した加盟生産国は、その後、この条の規定に關してその義務を履行していると理事会が認定するまでの間、年間輸出権利数量のその後のいずれの増加をも享受することができず、また、第五十九条(7)の規定に基づいてその投票権を停止されることがある。もつとも、理事会が新たに決定する期間が経過した後に、当該加盟生産国がこの条の目的に適合するための政策の実施のために必要な措置をまだ執つていないことが確認される場合には、理事会は、第六十七条の規定に基づき、当該加盟生産国が機関から脱退することを要求することができる。

- (9) この条の目的を達成するため、機関は、加盟国が要求する場合には、その権限内において可能なあるすべての援助を理事会が決定する条件で当該加盟国に与える。
- (10) 加盟輸入国は、(1)の規定に従つてコーヒーの生産を調整するための加盟輸出国の計画について当該加盟輸出国と協力することを約束する。特に、加盟国は、援助を受ける国が国際コーヒー機関であるかどうかを問わず、この条の目的に反する生産政策を遂行するため資金援助又は技術援助を直接に与えること及び自國が参加している国際団体によるそのような援助の申出を支持することを差し控えるものとする。機関は、この条の規定の実施について関係国際団体の最大限の協力を確保するため、それらの団体と密接な連絡を維持する。

第十四章 在庫の規制

- (1) 理事会は、第四十八条の規定を補足するため、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟生産国におけるコーヒーの在庫に関する政策を決定することができる。
- (2) 理事会は、その定める手続に従い、個別の加盟輸出国が保有するコーヒーの在庫の数量を毎年確認するための措置を執る。関係加盟国は、この毎年行なう調査について便宜を与える。
- (3) 加盟生産国は、コーヒーの在庫の適切な貯蔵のために十分な施設が各加盟生産国に存在することを確保する。

第十五章 季節的金融

第五十三条 季節的金融

- (1) 理事会は、季節的金融に関する一回国、多数国間、地域内外又は地域間の取極の当事国であるいずれかの加盟国の要請があつた場合には、当該取極がこの協定に基づく義務に適合するものであるかどうかを確認するために当該取極を審査する。
- (2) 理事会は、二以上の義務の間に生ずることがある矛盾を解決するため、加盟国に勧告を行なうことができる。
- (3) 機関は、コーヒーの国際取引に関する適當協調

な非政府機関及びコーヒー問題に関する専門家の密接な連絡を維持する。

(2) 加盟国は、確立した取引経路に即応する態様で、この協定の範囲内における活動を行なう。この活動を行なうにあたり、加盟国は、コーヒの事業者の正当な利益に妥当な考慮を払うよう努力するものとする。

(3) 第五十二条 求償取引

加盟国は、一般的な価格体系を乱すことを避けるため、伝統的市場におけるコーヒーの売渡しを内容とする求償取引で各個に対応する直接的なものを行なうことを差し控えるものとする。

第五十二条 混合品及び代用品

- (1) 加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため、他の産物をコーヒーに混合し、又はこれをコーヒーとともに加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有するコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十九セント未満であるような産物をコーヒーの名前によつて販売し及び宣伝することを禁止するよう努力するものとする。

(2) 事務局長は、理事会に対して、この条の規定の遵守に関する年次報告を提出する。

(3) 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために必要な措置を執ることを勧告することができる。

- (1) 理事会は、季節的金融に関する一回国、多数国間の調査について便用を与える。
- (2) 理事会は、その定める手続に従い、個別の加盟輸出国が保有するコーヒーの在庫の数量を毎年確認するための措置を執る。関係加盟国は、この毎年行なう調査について便用を与える。
- (3) 加盟生産国は、コーヒーの在庫の適切な貯蔵のために十分な施設が各加盟生産国に存在することを確保する。

- (1) 理事会は、季節的金融に関する一回国、多数国間、地域内外又は地域間の取極の当事国であるいずれかの加盟国の要請があつた場合には、当該取極がこの協定に基づく義務に適合するものであるかどうかを確認するために当該取極を審査する。
- (2) 理事会は、二以上の義務の間に生ずることがある矛盾を解決するため、加盟国に勧告を行なうことができる。
- (3) 機関は、コーヒーの国際取引に関する適當協調

な非政府機関及びコーヒー問題に関する専門家との密接な連絡を維持する。

(2) 加盟国は、確立した取引経路に即応する態様で、この協定の範囲内における活動を行なう。この活動を行なうにあたり、加盟国は、コーヒの事業者の正当な利益に妥当な考慮を払うよう努力するものとする。

第十六章 多角化基金

(1) 世界のコーヒーの需要と供給との間の妥当な均衡をたらすために生産を制限するという目的を達成するため、この条の規定によつて国際コーヒー機関の多角化基金を設立する。この基金は、一千九百六十八年十二月三十一日までに理事会が承認する規約によつて規制される。

(2) 基金への参加は、加盟輸入国でなく、かつ、十万袋をこえる輸出権利数量を有する各締約国について強制的とする。この規定の適用を受けない締約国は、基金への任意の参加及び他の財源からの拠出は、基金と当事者との間で合意される条件に従つて行なう。

(3) 強制的参加の義務を有する参加輸出国は、○・大合衆国ドルに各コーヒー年度において輸出割当市場に対し十萬袋をこえて実際に輸出する条件に従つて行なう。

(4) 基金への参加は、加盟輸出国でなく、かつ、基金と当該参加輸出国との間で合意によって引き上げることができる。

(5) 拠出金のうち(4)の規定に従い自由に交換することができる通貨で支払われる部分の比率は、基金と当該参加輸出国との間の合意によつて引き上げることができる。

(6) 理事会は、基金の運営の三年目の初めに、最初の二年間に得られた結果を検討するものとし、その結果の改善のためにこの条の規定を改正することができる。

(7) 基金の規約は、次の事項を定める。

(a) 拠出金のうち当該参加輸出国が利用しないかつた部分の基金への支払で、自由に交換することができる通貨によるもの

(b) コーヒーの価格水準の変動で規約に規定するものに関連する拠出の停止

(c) 基金の任務及び活動のうち適当な部分を国際金融機関に委任することを許可する措置

- (1) 理事会は、季節的金融に関する一回国、多数国間、地域内外又は地域間の取極の当事国であるいずれかの加盟国の要請があつた場合には、当該取極がこの協定に基づく義務に適合するものであるかどうかを確認するために当該取極を審査する。
- (2) 理事会は、二以上の義務の間に生ずることがある矛盾を解決するため、加盟国に勧告を行なうことができる。

が生じ、その支払は、一千九百六十九年二月二十八日までに行なうものとする。

(4) 各参加輸出国の拠出金は、基金が承認する計画又は企画で当該参加輸出国の領域内で実施されるものとし、その拠出金の二十パーセントは、基金が承認するいずれの計画又は企画にも使用されるため、自由に交換することができる通貨で支払うものとする。さらに、拠出金のうち基金の規約に定める限度内の比率の部分は、基金の運営費に充てるため、自由に交換することができる通貨で支払うものとする。

第十七章 基金

(3) 理事会は、関係加盟国から入手した情報を検討した上で、適当と認める場合には、季節的金融を必要とする加盟国を援助するために一般的な勧告を行なう。

第十八章 計算

(1) 世界のコーヒーの需要と供給との間の妥当な均衡を達成するため、この条の規定によつて国際コーヒー機関の多角化基金を設立する。この基金は、一千九百六十八年十二月三十一日までに理事会が承認する規約によつて規制される。

(2) 基金への参加は、加盟輸入国でなく、かつ、十万袋をこえる輸出権利数量を有する各締約国について強制的とする。この規定の適用を受けない締約国は、基金への任意の参加及び他の財源からの拠出は、基金と当事者との間で合意される条件に従つて行なう。

(3) 強制的参加の義務を有する参加輸出国は、○・大合衆国ドルに各コーヒー年度において輸出割当市場に対し十萬袋をこえて実際に輸出する条件に従つて行なう。

(4) 基金への参加は、加盟輸出国でなく、かつ、基金と当該参加輸出国との間で合意によって引き上げることができる。

(5) 拠出金のうち(4)の規定に従い自由に交換することができる通貨で支払われる部分の比率は、基金と当該参加輸出国との間の合意によつて引き上げることができる。

(6) 理事会は、基金の運営の三年日の初めに、最初の二年間に得られた結果を検討するものとし、その結果の改善のためにこの条の規定を改正することができる。

(7) 基金の規約は、次の事項を定める。

(a) 拠出金のうち当該参加輸出国が利用しないかつた部分の基金への支払で、自由に交換することができる通貨によるもの

(b) コーヒーの価格水準の変動で規約に規定するものに関連する拠出の停止

(c) 基金の任務及び活動のうち適当な部分を国際金融機関に委任することを許可する措置

- (1) 理事会は、季節的金融に関する一回国、多数国間、地域内外又は地域間の取極の当事国であるいずれかの加盟国の要請があつた場合には、当該取極がこの協定に基づく義務を履行しなかつた参加輸出国の政府は、理事会が別段の決定を行なわない限り、この条の規定に基づく義務を履行しない参加輸出国は、理事会におけるその投票権を停止されるものとし、また、その輸出権利数量の増加を享受することができない。一年間継続してこの義務を履行しなかつた参加輸出国の政府は、理事会が別段の決定を行なわない限り、その後九十日でこの協定の締約国政府でなくなる。
- (2) この条の規定に基づく理事会の決定は、区分の三分の一以上の多数票による議決で行なうことができる。

なら。

第十七章 情報及び研究

第五十五条 情報

(1) 機関は、次のもの収集、交換及び出版のための本部として活動する。

(a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出、輸入、流通及び消費に関する統計的情報

(b) 適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術的情報

(2) 機関は、コーヒーを生産する加盟国からの輸出について最低の規格を定めることが可能であるかどうかを研究することができる。理事会は、この問題に関する勧告について討議することができる。

第十八章 免除

第五十七条 免除

(1) 理事会は、例外的な若しくは緊急な事態、不可抗力、憲法上の義務又は信託統治制度の下で施政が行なわれている地域に対する国際連合憲章に基づく国際的義務を理由とし、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、加盟国に對して義務を免除することができる。

(2) 理事会は、加盟国に対し、免除を与えるにあたり、該加盟国が義務を免除される条件及び期間を明示する。

(3) 理事会は、輸出割当義務の免除の要請が、当該加盟国の輸出可能生産量が一年若しくは二年以上の期間についてその許容輸出を上回つて、以上を根拠として行なわれ、又は当該加盟国が第四十八条及び第四十九条の規定に従わなかった結果行なわれる場合には、その要請を検討しない。

(4) 理事会は、加盟輸出国が指名する者とし、他の一人は法律家としての地位及び経験を有する者とする。

(5) 諸問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行なわない限り、次の者で構成する。

(6) 理事会は、加盟国がこの協定に違反したと認定する場合には、他の条に規定する他の強制措置を妨げることなく、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国が義務を履行するまでの間理事会において有するその投票権及び執行委員会においてその票を行使させる権利を停止し、又は第六十七条の規定に基づく強制的脱退を要求する措置を執ることができる。

(7) 理事会は、加盟国が紛争及び苦情を討議する前にその問題についてあらかじめ執務委員会の意見を求めることができる。

(8) 加盟国は、理事会が紛争又は苦情に係る問題を討議する前にその問題についてあらかじめ執務委員会の意見を求めることができる。

(9) 加盟輸出国が指名する者二人。これらの者は、(1)の者と同様の資格を有する者とする。

(10) (i) 及び(ii)の規定に基づいて指名される四人の者が一致して選定し、又はこれらの者の意見が一致しない場合には、理事会の議長が選定する議長一人。

(11) この協定の締約国の国民は、諸問委員会の構成員となる資格を有する。

(12) 諸問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いのちの政府からも指示を受けないで行動するものとする。

(13) 諸問委員会の費用は、機関が支弁する。

(1) 理事会は、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、生産国及び消費国における政府の施策がコーヒーの生産及び消費に与える影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途においてコーヒーの消費を増大させる可能性並びにコーヒーの生産者及び消費者に対するこの協定の実施の効果（生産者と消費者との間の交易条件に対する効果を含む。）に関する研究を奨励することができるとする。

報告され、事務局長は、すべての加盟国に当該報告を送付する。

第五十九章 紛争及び苦情

第六十条 紛争

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決しないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国が要請により、決定のため、理事会に付託する。

(2) 紛争が(1)の規定に基づいて理事会に付託された場合には、過半数の加盟国又は総票数の三分の一以上にあたる数の票を有する加盟国は、理事会に対し、理事会が討議の後決定を行なう前にその紛争中の問題について(3)に規定する諸問委員会の意見を求めることができる。

(3) 諸問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行なわない限り、次の者で構成する。

(4) 諸問委員会は、理事会がこの協定に違反したと認定する場合には、他の条に規定する他の強制措置を妨げることなく、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国が義務を履行するまでの間理事会において有するその投票権及び執行委員会においてその票を行使させる権利を停止し、又は第六十七条の規定に基づく強制的脱退を要求する措置を執ることができる。

(5) 理事会は、加盟国がこの協定に違反したと認定する場合には、他の条に規定する他の強制措置を妨げることなく、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国が義務を履行するまでの間理事会において有するその投票権及び執行委員会においてその票を行使させる権利を停止し、又は第六十七条の規定に基づく強制的脱退を要求する措置を執ることができる。

(6) 理事会は、加盟国が区画ごとの単純過半數票による議決を明示して行なう。

(7) 理事会は、加盟国がこの協定に違反したと認定する場合には、他の条に規定する他の強制措置を妨げることなく、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国が義務を履行するまでの間理事会において有するその投票権及び執行委員会においてその票を行使させる権利を停止し、又は第六十七条の規定に基づく強制的脱退を要求する措置を執ることができる。

(8) 加盟国は、理事会が紛争又は苦情に係る問題を討議する前にその問題についてあらかじめ執務委員会の意見を求めることができる。

(9) 第二十章 最終規定

(10) この協定は、千九百六十八年三月三十一日まで、国際連合本部において、千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国政府による署名のために開放しておく。

(11) 第六十一条 署名

(12) この協定は、署名国政府又はその他の政府で千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国政府であるものにより、その憲法上の手続に従つて承認され、批准され又は受諾されるものとする。承認書、批准書又は受諾書は、第六十二条(2)に別段の定めがある場合を除くほか、千九百六十八年九月三十日までに、国際連合事務総長に寄託するものとする。

(13) この協定は、千九百六十八年十月一日に、加

(1) 諸問委員会の費用は、機関が支弁する。

(2) 諸問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関係があるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行なう。

(3) この協定は、千九百六十八年十月一日に、加

(3) この協定が千九百六十八年十月一日に確定的
にも暫定的にも効力を生じなかつた場合には、
承認書、批准書若しくは受諾書を寄託した政府
又はこの協定を暫定的に適用すること及びこの
協定を承認し、批准し若しくは受諾するようにな
ることを約束する旨の通告を行なつた政
府は、前記の日の後直ちに、その事態において

的に効力を生ずることができる。この協定を暫定的に適用すること及び憲法上の手続に従つてできる限りすみやかにこの協定を承認し、批准し又は受諾するよう努力することを約束する旨の署名国政府又はその他の政府で一千九百六十二年の国際コヒー協定の締約国政府であるものの通告は、国際連合事務総長が一千九百六十八年九月三十日までにこれを受領する場合には、この協定の暫定的な効力発生上、承認書、批准書又は受諾書と同様の効力を有するものとする。暫定的にこの協定を適用することを約束する政府は、承認書、批准書又は受諾書を寄託することを認められ、かつ、その承認書、批准書又は受諾書を寄託する日と一千九百六十八年十二月三十一日とのうちいずれか一層早い日まで暫定的にこの協定の締約国政府とみなされる。

監輸出国の総票数の八十パーセント以上にあたる数の票を有する二十以上の加盟輸出国を代表する政府及び加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上にあたる数の票を有する十以上の加盟輸入国を代表する政府がその日前に承認書、批准書又は受諾書を寄託したこととを条件として、これらの政府の間で確定的に効力を生ずる。この規定の適用上、票の配分は、附属書Cに定めるとおりとする。また、この協定は、暫定的に効力を生じた場合には、その後前記の条件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。この協定が確定的に効力を生じた後に承認書、批准書、受諾書又は加入書を寄託する政府については、この協定は、その寄託の日に確定的に効力を生ずる。この協定は、一千九百六十八年十一月一日に暫定

(1) 國際連合又はその専門
理事会が決定する条件に

際連合又はその専門
会が決定する条件に

いかなる措置が必要であるかを検討するため相互に協議することができ、また、この協定がこれららの政府の間で効力を生ずることを合意によって決定することができる。この協定が暫定的に効力を生じたが千九百六十八年十二月三十一日までに確定的に効力を生じなかつた場合には、同様に、承認書、批准書、受諾書又は加入書を寄託した政府は、その事態においていかなる措置が必要であるかを検討するため相互に協議することができ、また、この協定がこれららの政府の間で引き続き暫定的に効力を有し又は確定的に効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

合又はその属領の一に対し第五条若しくは第六条の規定に基づいて形成される加盟集団の構成

(1) 留保は、この協定のいかなる規定についても、行なうことができない。

第六十四条 留保

第 六十五 条 屬領に關する通告

(2) いづれの政府も、その署名の際若しくはその承認書、批准書、受諾書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、国際関係について自己が責任を負ういづれかの領域にこの協定が適用されることを宣言することができる。この場合定は、その通告の日から、その通告中に特定する領域に適用される。

規定に基づく権利を行使することを希望する規

府でなくなる。

いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、当該通知が受領された後九十日で効力を生ずる。

第六十七条

強制的脱退

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務を履行せず、かつ、その不履行がこの協定の実施を著しく害していると認める場合には、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国に対し機関から脱退することを要求することができるとする。理事会は、この決定を直ちに国際連合事務総長に通告する。当該加盟国は、理事会が決定を行なつた後九十日で機関の加盟国でなくなり、また、当該加盟国の政府がこの協定の締约国政府である場合には、その政府は、この協定の締约国政府で

第六十四条 留保

第六十七條 檢制的脫退

いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、当該通知が受領された後九十日で効力を生ずる。

いづれの政府も、その署名の際若し

じくはその

第十一章 強制的慰留

基づく義務を履

(2) 三月三十一日又は前記のとおり理事会が定める日とのうちいすれか一層早い日まで暫定的にこの協定の締約国政府とみなされる。

加入書を寄託する政府は、寄託の際に、自國が第二条(7)に定義する加盟輸出国として機関に加盟するか又は同条(8)に定義する加盟輸入国として機関に加盟するかを明示する。

理事会が決定する条件に従つて、この協定に加入することができる。この条件を決定するにあたり、理事会は、当該国が輸出国であるが附属書Aに掲げられていない場合には、当該国の輸出担当を決定する。当該輸出国が附属書Aに掲げられている場合には、理事会が区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行なう場合を除くほか、同附属書に定める輸出割当てを当該輸出国に適用する。千九百六十二年の国際コーヒー協定の締約国である加盟輸入国(政府は、千九百六十九年三月三十一日以前に又は理事会が定める他のいすれかの日までに、承認・批准又は受諾の場合の条件と同様の条件でこの協定に加入することができ、また、自己がこの協定を暫定的に適用している場合は、その加入書を寄託する日と千九百六十九年

に対する通告により、この協定に定める締約国政府の権利及び義務を受諾したことと宣言することができる。当該政府は、その通告の日から、この協定の締約国政府となる。

(3) 条の規定に基づいて形成される加盟団体の構成員となることの許可を与えることを希望する場合には、その承認書、批准書、受諾書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、当該許可行使し、又は当該許可を与えることができることとする。

(1) (1)の宣言を行なつた締約国政府は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その通告中に特定する領域に対するこの規定の適用を終止することを宣言することができる。この協定は、その通告の日から当該領域に対する適用を終止する。

(1) (1)の規定に基づいてこの協定が適用された領域でその後独立したものの政府は、独立宣言された後九十日以内に、国際連合事務総長に

(2) 理事会は、千九百七十二年九月三十日の後に
(1) この協定は、(2)の規定に基づいてその有効期間を延長されず又は(3)の規定に基づいて一層早く終了しない限り、千九百七十三年九月三十日まで、効力を有する。

(1) 理事会は、脱退する加盟国についてその会計上の決済を行なう。機関は、脱退する加盟国がすでに支払つた金額を払い戻さないものとし、また、当該加盟国は、脱退が効力を生じた時に機関に對して負つてゐる債務を弁済する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第七十条(2)の規定に基づいてこの協定から脱退し又はこの協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行なうことができる。

(2) この協定から脱退し又はこの協定への参加を終止した加盟国は、第六十九条の規定に基づいてこの協定が終了する際に、清算の結果生ずる残金その他の機関の資産の分配を受ける権利を

において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二以上の多数にあたる数の票で過半数の加盟国が投するものによる議決をもつて、この協定について再交渉すること又はこの協定に修正を加えるかどうかを問わずこの協定の有効期間を自己が定める期間だけ延長することを決定することができる。締約国政府又は加盟国若しくは加盟集団の構成員である属領は、再交渉され又は有効期間が延長された協定が効力を生ずる日までにその協定を受諾する旨の通告がこれらについて行なわれなかつた場合には、その日に、協定への参加を終止する。

(3) 理事会は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとにその総票数の三分の二以上の多数にあたる数の票で過半数の加盟国が投するものによる議決をもつて、いつでも、この協定の終了を決定することができる。その終了は、理事会が定める日に効力を生ずる。

(4) 理事会は、この協定が終了した後も、機関の清算、その会計上の決済及びその資産の処分を実施するために必要な期間中存続するものとし、また、その期間中、これらの目的のために必要な権限及び任務を有する。

第七十条 改正

(1) 理事会は、区分ごとの三分の二以上の多数票による議決で、締約国政府に対し、この協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上にあたる数の輸出国で加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国政府及び加盟輸入国から加盟輸入国政府の総数の七十五パーセント以上にあたる数の輸入国で加盟輸入国を有するものを代表する締約国政府が受諾の通告を受領した後百日で、効力を生ずる。理事会は、各締約国が国际連合事務総長に対して改正の受諾を通告することができる期限を定めることができる。改正が

その期限までに効力を生じなかつた場合には、その改正は、撤回されたものとみなす。理事会は、国際連合事務総長に対し、改正が効力を生じたかどうかを決定するために必要な情報を提供する。

(2) 締約国政府又は加盟国若しくは加盟集団の構成員である属領は、改正が効力を生じた日までに、その改正を受諾する旨の通告がこれらについて行なわれなかつた場合には、その日に、この協定への参加を終止する。

第七十一条 国際連合事務総長の通告

国際連合事務総長は、千九百六十二年の国際コーエー協定のすべての締約国政府及び国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国である他のすべての政府に対し、承認書・批准書・受諾書又は加入書の各寄託並びにこの協定が暫定的に及び確定的に効力を生じた日を通告するものとする。

国際連合事務総長は、また、すべての締約国政府に対し、第五条、第六十二条(2)、第六十五条、第六十六条若しくは第六十七条の規定に基づく各通告、第六十九条の規定に基づいて延長されたこの協定の有効期間が満了し又は同条の規定に基づいてこの協定が終了する日及び第七十条の規定に基づいて改正が効力を生ずる日を通告するものとする。

(1) 第七十二条 補足規定及び経過規定
この協定は、千九百六十二年の国際コーエー協定に繼續する協定とみなされる。

(2) 千九百六十二年の国際コーエー協定が中断されることなく繼續することを容易にするため、
一千九百六十二年の国際コーエー協定に基づき加盟国若しくはその内部機関又はこれらに代わるもののが執つた措置であつて千九百六十八年九月三十日に有効であり、かつ、その日に満了することを規定していないものは、この協定に基づいて変更されない限り、引き続いだ効力を有する。

(b) 千九百六十八—千九百六十九コーエー年度

附屬書A 基本輸出割当 (注1)(単位は千袋、一袋は六十キログラムとする。)		合計	注1 次の輸出国は、第三十一条(1)の規定に従つて基本輸出割当てを受けず、一九六八—一九六九コーエー年度について次の年間輸出割当てを受ける。すなわち、ボリヴィア
中央アフリカ共和国	一一〇、九二六	二、三七九	五〇、〇〇〇袋、コンゴー(プラザヴィル)
コロンビア	一、〇〇〇	二、三一五	二五、〇〇〇袋、キュー・バ
コンゴー(民主共和国)(注2)	七、〇〇〇	二、七七六	五〇、〇〇〇袋、ガーナ五一、〇〇〇袋及
ドミニカ共和国	一、〇〇〇	一、七六〇	〇〇〇袋、ダホメ三三、〇〇〇袋、ガボン二五、
エクアドル	五二〇	一、七六〇	イカ二五、〇〇〇袋、リベリア六〇、〇〇〇袋、ナイジニア五二、〇〇〇袋、パナ
エル・サルバドル	七五〇	一、七六〇	マニ五、〇〇〇袋、パラグアイ七〇、〇〇〇袋、シエラ・レオーネ八二、〇〇〇袋及
エティオピア	一、九〇〇	一、七六〇	びトリニダード・トバゴ六九、〇〇〇袋
エチオピア	一、九〇〇	一、七六〇	キーパ、ルワンダ及びウエネズエラは、それぞれ、輸出可能生産量が一二三三、〇〇〇袋、一、〇〇〇、〇〇〇袋、五〇、〇〇〇袋、一五〇、〇〇〇袋及び三二五、〇〇〇袋をえたことについての十分な証拠を執
ハイチ	一、八〇〇	一、七六〇	行委員会に提出した場合には、それぞれ、三五〇、〇〇〇袋、一三〇〇、〇〇〇袋、二〇〇、〇〇〇袋、二六〇、〇〇〇袋及び
ホンデュラス	一、八〇〇	一、七六〇	四七五、〇〇〇袋の基本輸出割当があつたとした場合にこれら的基本輸出割当にてに基づいて受けなるべき年間輸出権利数量に相当する数量まで、年間輸出権利
インド	四九〇	一、七六〇	ケニア
インドネシア	四四五	一、七六〇	マダガスカル共和国
	四二三	一、七六〇	メキシコ
	一、七六〇	一、七六〇	ニカラグア
	一、七六〇	一、七六〇	ペルー
	一、七六〇	一、七六〇	ボルトガル
	一、七六〇	一、七六〇	ルワンダ(注2)
	一、七六〇	一、七六〇	タンザニア
	一、七六〇	一、七六〇	トーゴ
	一、七六〇	一、七六〇	ウガンダ
	一、七六〇	一、七六〇	ヴェネズエラ(注2)

注2	注2	注2	注2
ブルンディ(注2)	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇袋、ガーナ五一、〇〇〇袋及
カヌルーン	一、一〇〇	一、一〇〇	二五、〇〇〇袋、リベリア六〇、〇〇〇袋、ダホメ三三、〇〇〇袋、ガボン二五、
中央アフリカ共和国	二〇〇	二〇〇	イカ二五、〇〇〇袋、ナイジニア五二、〇〇〇袋、パナ
コロンビア	二〇〇	二〇〇	マニ五、〇〇〇袋、パラグアイ七〇、〇〇〇袋、シエラ・レオーネ八二、〇〇〇袋及
コンゴー(民主共和国)(注2)	七、〇〇〇	七、〇〇〇	びトリニダード・トバゴ六九、〇〇〇袋
ドミニカ共和国	七、〇〇〇	七、〇〇〇	キーパ、ルワンダ及びウエネズエラは、それぞれ、輸出可能生産量が一二三三、〇〇〇袋、一、〇〇〇、〇〇〇袋、五〇、〇〇〇袋、一五〇、〇〇〇袋及び三二五、〇〇〇袋をえたことについての十分な証拠を執
エクアドル	五二〇	五二〇	行委員会に提出した場合には、それぞれ、三五〇、〇〇〇袋、一三〇〇、〇〇〇袋、二〇〇、〇〇〇袋及び
エル・サルバドル	七五〇	七五〇	四七五、〇〇〇袋の基本輸出割当があつたとした場合にこれら的基本輸出割当にてに基づいて受けなるべき年間輸出権利数量に相当する数量まで、年間輸出権利
エティオピア	一、九〇〇	一、九〇〇	ケニア
ハイチ	一、九〇〇	一、九〇〇	マダガスカル共和国
ホンデュラス	一、九〇〇	一、九〇〇	メキシコ
インド	一、九〇〇	一、九〇〇	ニカラグア
インドネシア	一、九〇〇	一、九〇〇	ペルー
	一、九〇〇	一、九〇〇	ボルトガル
	一、九〇〇	一、九〇〇	ルワンダ(注2)
	一、九〇〇	一、九〇〇	タンザニア
	一、九〇〇	一、九〇〇	トーゴ
	一、九〇〇	一、九〇〇	ウガンダ
	一、九〇〇	一、九〇〇	ヴェネズエラ(注2)

数量を増加することを認められる。ただし、これらの国に認められる年間輸出権利数量の増加分は、いかなる場合にも、栗の配分を算定する際には考慮に入れないと附屬書B 第七章第四十条に規定する輸出割当て外の輸出の仕向国の協定の適用上、次の地域は、輸出割当て外の仕向国とする。

附屬書B 第七章第四十条に規定する輸出

この協定の適用上、次の地域は、輸出割当の輸出の仕向国とする。

国	名	輸出国の票	輸入国の票
アルゼンティン			
オーストラリア			
オーストリア	ベルギー(注1)	一六	一九
オランダ	アルゼンティン	一七	四
ニカラグア	オーストラリア	一五	一四
ナイジェリア	オーストリア	一一	二八
ノールウェー	ベルギー(注1)	一六	一六
アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(八八)	アルゼンティン	一三	四
アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(四)	オーストラリア	一三	四
(注2)	ノールウェー	一一	九
カメルーン	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(八八)	一六	一六
中央アフリカ共和国	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(四)	一五	一六
コンゴー(ラザヴィル)	(注2)	一一	一
ダホメ	ノールウェー	一一	九
ガボン	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(八八)	一三	四
象牙海岸	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(四)	一三	四
マダガスカル共和国	(注2)	一一	一
トーゴ	ノールウェー	一一	九
パナマ	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(八八)	一三	四
ベル	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(四)	一三	四
ルワンダ	(注2)	一一	一
ボルトガル	ノールウェー	一一	九
シエラ・レオーネ	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(八八)	一三	四
スペイン	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(四)	一三	四
スウェーデン	(注2)	一一	一
イス	ノールウェー	一一	九
タンザニア	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(八八)	一三	四
トリニダード・トバゴ	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(四)	一三	四
ティニジア	(注2)	一一	一
ウガンダ	ノールウェー	一一	九
ソヴィエト社会主義共和国連邦	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(八八)	一三	四
連合王国	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(四)	一三	四
アメリカ合衆国	(注2)	一一	一
ベネズエラ	ノールウェー	一一	九
合計	アフリカ・マダガスカル・コーエー機構(八八)	一、〇〇〇	四〇〇
注1	ルクセンブルグを含む。	九九六	九
注2	第五条(4)(b)の規定に従つて個別の締約国に属しない基本票である。	一、〇〇〇	六
サイプラスのために	千九百六十八年三月二十九日	二	一九
キーパーのために	千九百六十八年三月二十九日	二	三八
コロンビアのために	千九百六十八年三月二十九日	一五	四
ブリオ・セサール・トゥルパイ	千九百六十八年三月二十九日	一五	四
コンゴー(ラザヴィル)のために	千九百六十八年三月二十九日	一六	一六
A・オンガグー	千九百六十八年三月二十九日	一六	一六
コンゴー(民主共和国)のために	千九百六十八年三月二十九日	一九	六
コスタ・リカのために	千九百六十八年三月二十九日	二	一九
ルイス・D・ティノコ	千九百六十八年三月二十九日	二	三二

サウディ・アラビア
南アフリカ共和国
ソマリア
南ローデシア
南西アフリカ
スー丹
スワジランド
タイ
トルーシャル・オーマン
ソヴィエト社会主义共和国連邦
ザンビア

昭和四十四年五月十六日 參議院会議録第二十四号

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件外二件

第五条(4)(1)の規定は、「て個別の組織に属しない基本票である。

サイプラスのために

D・ハジミルディス

千九百六十八年三月二十八日

チエツコスロヴァキアのために
ドクトル ミラン・クルサーク

千九百六十八年三月二十九日

ダホメのために

デンマークのために

オット・ローセ・ボルク

千九百六十八年三月二十九日

ドミニカ共和国のために
J・R・モリーナリウレーニヤ

千九百六十八年三月二十六日

エクアドルのために
マルコス・ウスココヴィッチ

千九百六十八年三月二十八日

エル・サルバドルのために
レイナルド・ガリンド・ポール

千九百六十八年三月二十八日

エティオピアのために
リジ エンダルカチュ・マコンネン

千九百六十八年三月二十八日

ドイツ連邦共和国のために
エドガール・フォン・シュミット＝パウリ

千九百六十八年三月二十八日

フィンランドのために
マックス・ジェコブソン

千九百六十八年三月二十九日

フランスのために
アルマン・ベラール

千九百六十八年三月二十九日

ガボンのために
M・サンドゥングー

ガーナのために

グアテマラのために
R・モンテス・コーベルガボンのために
M・サン・モニカ

ガーナのために

ルクセンブルグのために
スウェーデンのために
B・F・ビルネルスイスのために
B・トゥラティニマダガスカルのために
L・ラコトマララ

千九百六十八年三月二十九日

ギニアのために
マロフ・アクカール

千九百六十八年三月二十八日

ハイティのために
M・Ch・アントワーヌ

千九百六十八年三月二十九日

ホンデュラスのために
H・ロペス・ヴィリヤミル

千九百六十八年三月二十八日

イングのために
G・バルタサラティ

千九百六十八年三月三十日

インドネシアのために
ルスラン・アブドゥルガニ

千九百六十八年三月二十九日

イスラエルのために
S・ロゼンヌ

千九百六十八年三月二十九日

イタリアのために
ピエロ・ヴィンチ

千九百六十八年三月三十日

ナイジニアのために
B・アクボロド・クラーク

千九百六十八年三月二十九日

ノールウェーのために
E・ハンブロー

千九百六十八年三月二十九日

パナマのために
S・アケ

千九百六十八年三月二十六日

ペルーのために
カルロス・マッケエニエ

千九百六十八年三月三十日

ポルトガルのために
ドゥアルテ・ヴァス・ピント

千九百六十八年三月二十一日

ルワンダのために
カバンダ

千九百六十八年三月二十一日

タンザニア連合共和国のために
A・B・C・ダニエリ

千九百六十八年三月二十一日

アメリカ合衆国のために
ウイリアム・B・ブファム

千九百六十八年三月二十一日

スペインのために
ベドロ・スロアガ

千九百六十八年三月二十一日

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国際水路機関条約の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十四年四月二十二日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

る。

第二条

機関は、諮問的かつ純粹に技術的な性格を有する。機関は、次のことを実現する」とを目的とする。

国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件

第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

- (a) 各国の水路官庁の活動の間の協調
- (b) 水路図誌の最大限の統一
- (c) 水路測量の実施及び推進の確実かつ効果的な方法の採用
- (d) 水路業務に関連する科学及び記述海洋学に用いる技術の開発
- (e) 加盟国政府の三分の二以上の多数による議決で一般規則及び会計規則の改正を採択すること。
- (f) 加盟国政府の三分の二以上の多数による議決で、必要となるその他の特別規則、特に理事及び局の職員の地位に関する規則を採択すること。

第三条

この条約の締約政府をもつて、機関の加盟国政府とする。

1 会議は、加盟国政府の代表者で構成するものとし、五年ごとに定期に会合する。会議の臨時の会合は、いずれかの加盟国政府又は局の要請により、加盟国政府の過半数による承認を得ることを条件として、開催することができる。

2 局は、少なくとも六箇月の予告で会議を招集する。仮議事日程は、この予告とともに送付される。

3 会議は、議長及び副議長を選出する。

4 各加盟国政府は、それぞれ一票を有する。ただし、第五条(b)の事項に関する投票において

は、各加盟国政府は、自國が保有する船舶のト

ン数に基づいて設定された等級に応じて定めらる数の票を有する。

5 会議の決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、会議に代表者を出した加盟国と反対票とが同数である場合には、会議の議長は、決定を行なう権限を有する。この単純過半数は、いかなる場合にも、加盟国政府の三分の一以上の賛成票を占むるものでなければならない。

6 局は、会議の会期と会期との間ににおいて、機関の技術的運営に関する問題については、通信によつて加盟国政府の意見を求めることができ

る。その投票手続は、5に定める手続と同様とする。ただし、その場合の単純過半数は、機関の加盟国政府の総数に基づいて算定するものとする。

7 会議は、その委員会（第七条に規定する会計委員会を含む。）を設置する。

第七条

1 機関の会計管理の監督は、会計委員会が行なう。各加盟国政府は、同委員会に一人の代表者を出す。

2 会計委員会は、会議の会期中に会合する。同

この条約の締約政府は、モナコとす

る。機関は、次のことを実現する」とを目的とする。

次のことおり協定した。

第一条

この条約によつて国際水路機関（以下「機関」という。）を設立する。機関の所在地は、モナコとす

る。機関は、次のことを実現する」とを目的とする。

委員会は、また、臨時の会合を開催することができる。

第八条

局は、第一条に掲げる目的を達成するため、特に次のことを行なう責任を有する。

(a) 各国の水路官庁の間における密接かつ恒久的な提携を確保すること。

(b) 水路業務並びにこれと関連のある科学及び技術に関する問題を研究し、かつ、必要な文献を収集すること。

(c) 加盟国政府の水路官庁の間における水路図誌の交換を促進すること。

(d) 有用な文書を配布すること。

(e) 特に水路業務の開設又は拡張を行なつてゐる国に対し要請に応じて指導及び助言を行なうこと。

(f) 水路測量とこれに關係のある海洋学的活動との間の協調を促進すること。

(g) 航海者のため海洋学的知識の應用を普及し、かつ、容易にすること。

(h) 國連する目的を有する国際機関及び科学研究所機関と協力すること。

第九条

局は、理事会並びに機関が必要とする技術職員及び事務職員で構成する。

第十条

1 理事会は、この条約及び規則並びに会議が与える指示に従つて、局を運営する。

2 理事会は、会議が選出する三人の理事でそれは、さらに、これらの理事のうち一人を理事長に選出する。理事の任期は、五年とする。会議に選出する。

3 理事長は、機関を代表する。

4 理事会は、この条約及び規則で定めるところに従い、通信によつて補欠選舉を行なう」とがである。

5 分担金の払込みが二年間延滞している加盟国政

府は、当該分担金を払い込む時まで、この条約及び規則によつて加盟国政府に与えられるいかなる

権利及び利益をも認められない。

6 機関の運営に関する細目は、一般規則及び会計規則で定める。これらの規則は、この条約に添附するが、この条約の不可分の一部をなすものではない。

7 機関の運営に関する細目は、一般規則及び会計規則で定める。これらの規則は、この条約に添附するが、この条約の不可分の一部をなすものではない。

第十二条

機関の公用語は、英語及びフランス語とする。

第十三条

機関は、法人格を有する。機関は、加盟国政府の同意を得ることを条件として、当該加盟国領域において、機関の任務を遂行し、かつ、その目的を達成するため必要な特權及び免除を享有する。

第十四条

機関の運営に必要な費用は、次のものをもつて

支弁する。

(a) 加盟国政府が自國の保有する船舶のトン数に基づいて設定された等級に応じて払い込む通常年次分担金

(b) 寄付金、遺贈、助成金その他の財源。この場合には、会計委員会の承認を得ることを条件とする。

(c) 分担金の払込みが二年間延滞している加盟国政

府は、当該分担金を払い込む時まで、この条約及び規則によつて加盟国政府に与えられるいかなる

権利及び利益をも認められない。

(d) 批准書又は承認書を寄託すること。

(e) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(f) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(g) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(h) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(i) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(j) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(k) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(l) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(m) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(n) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(o) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(p) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(q) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(r) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(s) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(t) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(u) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(v) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(w) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(x) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(y) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(z) 批准書又は承認書を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

おいて国際水路局の事業に参加している政府による署名のために開放しておく。

2 1にいう政府は、次のいずれかの方法によつてこの条約の締約政府となることができる。

(a) 批准又は承認について留保を附さないで署名すること。

(b) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(c) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(d) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(e) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(f) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(g) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(h) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(i) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(j) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(k) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(l) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(m) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(n) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(o) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(p) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(q) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

(r) 批准又は承認を条件として署名し、その後に批准書又は承認書を寄託すること。

イラン政府のために
アイスランド政府のために
ペトゥア・シグーランソ

承認を条件として
イタリア共和国政府のために
ルイジ・ディ・パオラ

批准を条件として
日本國政府のために

モナコ公國政府のために
ノールウェー王國政府のために
ニユーヨーク・ジーランド政府のために
パキスタン政府のために

モナコ公國政府のために
ノールウェー王國政府のために
ニユーヨーク・ジーランド政府のために
パキستان政府のために

タイ政府のために
トルコ共和国政府のために
ヴェネズエラ共和国政府のために
政府の承認を条件として
ラミロ・P・L

ユーゴースラヴィア人民共和国政府のために
ラミロ・P・L

モナコ公國政府のために
ノールウェー王國政府のために
ニユーヨーク・ジーランド政府のために
パキستان政府のために

会」という)」を加える。

附則第四項を次のように改める。

4 政府は、昭和三十一年四月三十日から昭和四十年二月二十四日までの間ににおいて移住者(アメリカ合衆国に移住した者に限る。以下この項において同じ。)の渡航費として事業団に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費として連合会に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き継いだものを含む。以下この項において同じ。)については、海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十四年四月二十四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

5 前二項の規定により政府が事業団に対して既存の債権を免除した場合には、事業団は、昭和二十七年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間において渡航費として移住者に貸し付けた貸付金(連合会が渡航費として移住者に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る移住者に対する債権を引き継いだものを含む。以下同じ。)に係る海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する。

○長谷川仁君 ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、「千九百六十八年の国際コーヒー協定」は、「千九百六十二年の国際コーヒー協定」に継続する協定であります。コーヒーの輸出に大きく依存している低開発国が経済発展に協力する見地から作成されたものであります。すなわち、この協定は、コーヒーの需給を調整し、もつて価格の安定をはかることを目的とするものであります。輸出割り当ての設定、生産規制、非加盟国からの輸入制限等について規定しております。

次に、国際水路機関条約は、従来の国際水路局法人日本海外協会連合会の下に「以下連合会金及び利息を免除することができる。

(海外移住事業団法の一部改正)

第二条 海外移住事業団法(昭和三十八年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

この法律は、公布の日から施行する。

にかわり、法人格を備えた新たな政府間機関として国際水路機関を設立することを内容とするものであります。この機関は、世界の航海の安全を進することを目的としております。

最後に、海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案は、かつて渡航費の貸し付けを受けて移住した人々の、渡航費の返済という心理的負担を除き、もつて営農定着をはかる見地から、昭和四十一年の海外移住事業団法の改正によって、それまでに政府が事業団に貸し付けた渡航費貸し付け金債権を免除した際、除外された米国向け移住者にかかる渡航費貸し付け金債権約四百六十万円を免除するとともに、事業団が移住者に貸し付けた渡航費貸し付け金債権を一括して免除しようとするものであります。

委員会におきましては、これら三案件に対し熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

五月十五日質疑を終え、討論採決の結果、条例二件は、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定し、法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本件は承認する」と決しました。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長山本茂一郎君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(重宗雄三君) 次に、国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認する」とに賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

よつて国会法第八十二条により送付する。

昭和四十四年四月二十四日
衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

附則

第二章 総則

(目的)

第一条 北方領土問題対策協会は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について啓もう宣伝及び調査研究を行なうとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行なうことにより、北方領土問題その他北方地域に關する諸問題の解決の促進に資することを目的とする。

2 北方領土問題対策協会は、前項に規定するものほか、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百六十二号)に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、その営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を融通することを目的とする。

(法人格)

第二条 北方領土問題対策協会(以下「協会」といふ。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

北方領土問題対策協会法案

北方領土問題対策協会法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 役員等(第七条—第十八条)
第三章 業務(第十九条)
第四章 財務及び会計(第二十条—第二十四条)
第五章 監督(第二十五条—第二十六条)
第六章 雜則(第二十七条—第二十九条)
第七章 則則(第三十条—第三十二条)

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。	第五条 協会でない者は、北方領土問題対策協会といふ名称を用いてはならない。	第五条 協会でない者は、北方領土問題対策協会といふ名称を用いてはならない。
4 監事は、協会の業務を監査する。	(名称の使用制限)	(名称の使用制限)
4 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	第六条 協会は、主務大臣が任命する。	第六条 協会は、主務大臣が任命する。
5 認めるときは、会長又は主務大臣に意見を提出することができる。	第七条 協会は、主務大臣が任命する。	第七条 協会は、主務大臣が任命する。
5 評議員は、協会の業務に關し学識経験を有する者及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第二条第一項に規定する北方地域旧漁業権者等のうちから、主務大臣が任命する。	第八条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。	第八条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。
6 前各項に定めるものほか、評議員の任期その他評議員会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。	第九条 役員は、賛同を目的とする団体の役員となり、又は自ら賛同事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	第九条 役員は、賛同を目的とする団体の役員となり、又は自ら賛同事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
6 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。	第十一条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員は、再任されることができる。
7 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	第十二条 主務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならぬ。	第十二条 主務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならぬ。
7 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	第十三条 役員は、主務大臣が任命する。	第十三条 役員は、主務大臣が任命する。
8 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	第十四条 協会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代理権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。	第十四条 協会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代理権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。
8 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	第十五条 会長及び副会長は、協会の理事又は職員のうちから、協会の主たる事務所又は從たる事務所の業務に關し一切の裁量上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。	第十五条 会長及び副会長は、協会の理事又は職員のうちから、協会の主たる事務所又は從たる事務所の業務に關し一切の裁量上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
9 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	第十六条 協会の職員は、会長が任命する。	第十六条 協会の職員は、会長が任命する。
9 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	(役員の解任)	(役員の解任)
10 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	第十七条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	第十七条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
10 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。	一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。
11 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	二 職務上の義務違反があるとき。	二 職務上の義務違反があるとき。
11 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	第三章 業務	第三章 業務
12 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	(業務の範囲)	(業務の範囲)
12 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	第十九条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なうこと。	第十九条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なうこと。
13 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	一 北方領土問題その他北方地域(政令で定める北方の地域をいう。以下同じ。)に關する諸問題について定期刊行物、その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他必要な啓もう宣伝を行なうこと。	一 北方領土問題その他北方地域(政令で定める北方の地域をいう。以下同じ。)に關する諸問題について定期刊行物、その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他必要な啓もう宣伝を行なうこと。
13 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	二 北方領土問題その他北方地域に關する諸問題について調査研究を行なうこと。	二 北方領土問題その他北方地域に關する諸問題について調査研究を行なうこと。
14 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。	三 昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援助を行なうこと。	三 昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援助を行なうこと。

四 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第四条に規定する業務を行なうこと。

五 第一号から第三号までに掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十一条 協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

(決算)

第二十二条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

第二十三条 協会は、毎事業年度、予算の区分に従い決算報告書を作成し、これに関する監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(一時借入金)

第二十四条 協会は、主務大臣がそれぞれ単独に行使できる。

(主務省令への委任)

第二十五条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

第二十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第三章 第二十六条の主務省令を定めようとするとき。

二 第二十二条第一項の承認をしようとするとき。

三 第二十四条の主務省令を定めようとするとき。

2 主務大臣は、第二十二条の規定により事業計画の認可をしようとする場合には、第十九条第一号若しくは第二号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に關する部分について、あらかじめ、外務大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十七条 協会の解散については、別に法律で定める。

(解説)

第二十八条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条又は第二十三条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第二十二条第一項の承認をしようとするとき。

三 第二十四条の主務省令を定めようとするとき。

2 主務大臣は、第二十二条の規定により事業計画の認可をしようとする場合には、第十九条第一号若しくは第二号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に關する部分について、あらかじめ、外務大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び農林大臣とする。ただし、政令で定める事項についての主務大臣は、内閣総理大臣とする。

2 第二十六条第一項に規定する主務大臣が内閣総理大臣及び農林大臣である場合における主務

の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

五 第一号から第三号までに掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第六章 雜則

の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第六章 雜則

第七章 罰則

第三十条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十二条 第五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第三十三条 第五条の規定による立入検査の権限は、犯罪にこれと提示しなければならない。

2 前項の規定による立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人である。

3 第二十六条第一項に規定する主務大臣が内閣総理大臣及び農林大臣である場合における主務

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(協会の設立)

第二条 主務大臣は、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

第三条 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第四条 主務大臣は、設立委員会を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

第五条 設立委員会は、協会の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第六条 第四条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(北方協会の解散等)

第八条 北方協会は、協会の成立の時において解消するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において協会が承継する。

第九条 北方協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二ヶ月を経過する日とする。

第十条 北方協会の解散の時ににおける積立金に相当する金額は、附則第十一条の規定による改正後の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(以下「改正後の特別措置法」という。)第十四条第一項の規定により積立金として整理されたものとする。

第十一条 第二十二条中「当該事業年度の予算及び事業計画については、第二十二条中「協会の成立後通常な開始前に」とあるのは、「協会の成立後通常な」とする。

(南方同胞援護会法の一部改正)

第十二条 南方同胞援護会法の一部を次のとおり改正する。

附則第十二項を次のように改める。

(業務に関する暫定措置)

第十三条 南方同胞援護会からの権利及び義務の承継等

第十四条 協会の成立の際現に南方同胞援護会に属する権利及び義務のうち、附則第十条の規定による改正前の南方同胞援護会法(昭和三十二年法律第百六十号)附則第十二項第一号に掲げる業務のほか、小笠原諸島(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)第一条に規定する小笠原諸島をいう。)の現地の住民(同法の施行の日前に小笠原諸島に住所を有する日本国民をいう。)に対する援護、小笠原諸島の旧島民の帰島のために国又は地方公共団体が行なう施策に対する協力及びこれらの業務に關し協力する者に対する助成を行なうことができる。

第十五条 第二章を削る。

第十六条 「第三章 協会の業務」を削る。

(解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において協会が承継する。)

第二条 北方協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二ヶ月を経過する日とする。

第三条 協会の最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画について、第二十二条中「協会の成立後通常な開始前に」とあるのは、「協会の成立後通常な」とする。

第五条 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画について、第二十二条中「協会の成立後通常な開始前に」とあるのは、「協会の成立後通常な」とする。

(経過措置)

第七条 この法律の施行の際に北方領土問題対策協会という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条 協会の最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画について、第二十二条中「協会の成立後通常な開始前に」とあるのは、「協会の成立後通常な」とする。

(北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第十一条 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条 「第一章 総則」を削る。

第十三条 第二章を削る。

第十四条 第二章を削る。

第十五条 第二章を削る。

第十六条 第二章を削る。

とし、同条を第四条とする。

第二十三条を第五条とする。

第二十四条第一項中「業務開始の際」を「貸付業務の開始の際」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第七条 協会は、貸付業務に係る経理について

は、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十五条を削る。

「第四章 協会の財務及び会計」を削る。

第二十六条の見出しを「(資金計画の認可)」に

改め、同条中「収入及び支出の予算、事業計画並びに」を「貸付業務に係る」に改め、同条を第八条とする。

第二十七条を削る。

第二十八条第一項中「毎事業年度」の下に「貸付業務に係る」を加え、同条第一項中「予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書

を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に」を削り、同条を第九条とする。

第二十九条中「毎事業年度」の下に「貸付業務に係る」を加え、同条を第十条とする。

第三十条を削る。

第三十一条中「業務上の余裕金」を「貸付業務に係る業務上の余裕金」に改め、同条を第十一条とする。

第三十二条を削る。

「第五章 協会の監督」を削る。

第二十三条を削る。

第二十四条第一項中「協会若しくは」を削り、「その業務」を「当該受託業務」に、「業務の状況」を「当該受託業務に係る業務の状況」に改め、同項ただし書きを削り、同条を第十二条とする。

「第六章 総則」を削る。

第二十五条を削る。

第二十六条第一号中「第六条第二項、第二十

三条第一項、第二十四条第一項、第二十六条又

は第三十条第一項若しくは第二項ただし書き」を

「第五条第一項、第六条第一項又は第八条」に改め、同条第二号中「第二十八条第一項」を「第九

条第一項」に改め、同条第三号中「第三十一条第

一号又は第二号」を「第十二条第一号又は第二

号」に改め、同条第四号中「第二十二条第二号か

ら第四号まで、第二十四条第二項又は第三十二

条」を「第四条第二号から第四号まで又は第六条

第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第二十七条第一項ただし書き中「第三十四条第

一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十

四条とする。

(第七章 罰則)を削る。

第二十八条第一項の前に見出しとして「(罰則)」を附し、同条中「協会又は」を削り、「第三十四条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五

条とする。

第三十九条中「又は職員」を削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第三十一条」を「第十二条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号を削り、同条を第十六条とする。

第四十条を削る。

(北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一改正に伴う経過措置)

(北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正前の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(以下「改正前の特別措置法」という。)第四条第二項の規定により発行された国債については、同条

の規定により発行された國債については、同条

二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「北方協会」を「北方領土問題対策協会」に改める。

(農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号))の一部を次のように改正する。

第十七条 第七十七条第四号中「北方協会」を「北方領

土問題対策協会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十七条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十八条 法人税法(昭和四十一年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中 [北方協会] 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第二百六十一号)を [北方領土問題対策協会] 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第二号)に改める。

[山本茂一郎君登壇、拍手]

○山本茂一郎君 ただいま議題となりました北方領土問題対策協会法案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

この法案は、從来、北方地域旧漁業権者等に対する融資機関であった北方協会を発展的に解消して、新たに特殊法人北方領土問題対策協会を設立し、北方協会の従来の業務をそのまま引き継がせるとともに、北方領土問題に関する啓蒙宣伝、調査研究、援護等の業務を、この協会を通じて全国的な規模で行なわせようとするものであります。このため、協会の組織及び業務等を規定するほか、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律等に所要の改正を加えるものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取した上、総理府総務長官、外務大臣等に対し、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録で御承知願いたいと存じます。

五月十四日、質疑を終え、採決の結果、本案は

院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長八

（以下「商工組合等」という。）は、その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する事

業に係る生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業（以下「構造改善事業」という。）について中

同提案として、北方地域の諸問題に対する予算措

置、行政措置等について、政府に特段の配慮を求める趣旨の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（安井謙君） 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

木一郎君、

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月二十五日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

参議院議長 重宗 雄三殿

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「構成員」を「直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)」に改める。

第五条の見出しを「(基本計画等の変更)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(中小企業構造改善計画の承認等)

第五条の二 指定業種のうちその業種に属する中

小企業の構造改善を図ることが国際競争力を強

化するため緊急に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの(以下「特定業種」といふ。)に属する事業を行なう中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人

（以下「商工組合等」という。）は、その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する事

業に係る生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事

業（以下「構造改善事業」という。）について中

小企業構造改善計画（以下「構造改善計画」といふ。）を作成し、これを主務大臣に提出して、そ

の構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、構造改善計画の承認及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

第六条中「設備の設置に」を「設備を設置し、若しくは前条第一項の承認に係る構造改善計画に従つて構造改善事業を実施するのに」に改める。

第八条第三項中「第一項若しくは前項」を「前三項」に、「第一項」を「第一項若しくは第二項」に改め、同

項に、「同項」を「第一項若しくは第二項」に改め、同

項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定する」を「前一項の規定による」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項

の次に次の二項を加える。

2 主務大臣は、政令で定めるところにより、第

五条の二第一項の承認を受けた商工組合等の構

成員たる中小企業者であつて特定業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行なうものに

対し、その者が当該承認に係る構造改善計画に従つて、指定事業を行なう他の法人である中小

企業者と合併し、又は特定事業を行なう他の法人である中小企業者に対し出資し、若しくは

指定事業を行なう他の中小企業者とともに出資して特定事業を行なう法人(会社又は企業組合に限る。)を設立し、かつ、それにより当該特定

事業を行なう中小企業者の事業の生産性が著しく向上することとなると認められる旨の承認をすることができる。特定事業以外の指定事業を

促進するため、現行法の指定業種のうちから、特

に構造改善をはかることが緊急に必要であると認められるものを、特定業種として指定し、これら

の業種について構造改善計画の承認制度を新たに設け、この承認を受けた計画に従つて構造改善を

実施する中小企業者に対し、金融並びに租特法による二分の一割り増し償却制度の適用等、課税の

軽減をはからうとするものであります。

委員会では、構造改善の目標と内容、特定業種の指定基準、指導、診断に関する人材の養成、その他中小企業施策の全般にわたつて質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は、多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、共産党は反対をいたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

3 主務大臣は、第五条の二第一項の承認を受けた商工組合等に対し、構造改善事業の実施状況について報告を求めることができます。

第十九条第一項中「第十七条第一項又は第二項」を「第十七条第一項から第三項まで」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔八木一郎君登壇、拍手〕

○八木一郎君 ただいま、議題となりました中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

この法案は、中小企業を取り巻く経済環境の変化に対処して、業種、業態に即応した構造改善を促進するため、現行法の指定業種のうちから、特

に構造改善をはかることが緊急に必要であると認められるものを、特定業種として指定し、これら

の業種について構造改善計画の承認制度を新たに設け、この承認を受けた計画に従つて構造改善を

実施する中小企業者に対し、金融並びに租特法によ

ます、委員長の報告を求めます。通信委員長永岡光治君。

○副議長(安井謙君) 日程第六、有線放送電話に関する法律及び公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、この法律の一部を改正する法律案

第一条 有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「同一の市町村内」を「一の市町村の区域(当該一の市町村に隣接する市町村の区域内の一部の地域であつて、当該一の市町村の区域内の業務区域としよろとする地域に隣接し、かつ、これらの地域の住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有しているため当該一の市町村の区域内にあるものとみなすことが適当であると認められるものを含む。)」に改める。

第六条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、学校、病院等その業務区域内の住民の通常生活に必要な施設との連絡その他その業務区域内の住民一般の利便の確保を図るために必要であつてやむを得ないと認められる場合において、郵政大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(公衆電気通信法の一部改正)

法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月二十五日
衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

四条の五第一項」に改める。

第五十四条の五に次の二項を加える。

2 公社は、相互に隣接する市町村でそれぞれ異なる都道府県の区域内にあるものの住民が社会的経済的に相互に比較的に緊密な関係を有する場合には、郵政大臣の認可を受けて、これらの市町村のうちの一の市町村の区域内にその交換設備の所在場所がある有線放送電話設備に係る第二種接続通話契約（当該契約に係る有線放送電話接続回線を収容する電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されるその他の有線放送電話設備に係るもの）を含む。）において、これらの市町村のうちの他の市町村の区域内にある電話又は当該他の市町村の区域内にその交換設備の所在場所がある接続回線が収容されている電話取扱局（郵政省令で定める基準に該当するものに限る。）を前項第二号の当該有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局の所在する都道府県の区域内にある電話取扱局とみなすことができる。

附 則

- この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

官 報 (号外)

第十一条第五号の二中「許可」の下に「（同法第六条の許可を含む。）」を加える。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君　たゞいま議題となりました法律案の内容を申し上げますと、

有線放送電話は、放送・通話兼用の通話手段として広く農林漁業地域に普及しておりますが、現行法では、その業務区域は同一の市町村内という

ことになつております。また、電電公社の電話回線と接続して通話することができる範囲も同一都府県内といふように制約を受けております。これに対し、本案は、地域社会の実情に即するべく、これらの制約を緩和しようとするとあります。

すなわち、有線放送電話の業務区域につきましては、隣接する市町村内の地域であつても、社会的経済的に一体化しているところは、その業務区域に含め得ることとしております。

次に、電電公社の電話回線との接続通話の範囲につきましては、県外でありましても、相互に隣接する市町村の住民が社会的経済的に緊密な関係にある場合には通話ができる道を開いていること

あります。

通信委員会におきましては、政府並びに日本電信電話公社当局に対し質疑を行ない、慎重審議をいたしましたが、その詳細につきましては、会議録により御承知願いたいと存じます。

よつて国会法第八十三条により送付する。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公営住宅法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決

した。

通信委員会におきましては、政府並びに日本電信電話公社当局に対し質疑を行ない、慎重審議をいたしましたが、その詳細につきましては、会議録により御承知願いたいと存じます。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月十五日

参議院議長 重宗 雄三殿

かくて質疑を終局し、討論に入りましたと

ろ、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（安井謙君） 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

（本文及び――は衆議院修正）

公営住宅法の一部を改正する法律案

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一條」を「第十二条の二」に、「第三章 公営住宅の管理（第十二条の二—第二十三條の二）」を「第三章 公営住宅の管理（第十二条の二—第二十三條の二）」に改める。

三章 公営住宅の管理（第十二条の二—第二十三條の二）を「第三章 公営住宅の管理（第十二条の二—第二十三條の二）」に改める。

二十三條の三—第二十二條の十」に改める。

二十二條の三—第二十二條の十」に改める。

土地に隣接する土地に新たに建設する事業を含む)でこの法律で定めるところに従つて行なわれるものをいい、これに附帯する事業を含むものとする。

第二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号

とし、同条第五号中「造成すること」の下に「以下「公営住宅を建設するための土地の取得等」という。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六 公営住宅の工事費 公営住宅の建設に要する費用のうち公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用を含む。以下同じ。)以外の費用をい

う。

第七条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「対して、第一種公営住宅の建設についてはその費用の二分の一、第二種公営住宅の建設についてはその費用の」を「対し、当該公営住宅の工事費について、第一種公営住宅に係るものにあつては

その二分の一を、第二種公営住宅に係るものにあつてはその」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に、「その費用」を「当該共同施設の工事費」に改め、同条第三項中「同項に規定する公営住宅の建設又は共同施設の建設に要する費用が建設大臣の定める標準建設費をこえるときは、標準建設費をその費用と」を「公営住宅の工事費又は共同施設の工事費が標準工事費をこえるときは、標準工事費を公営住宅の工事費又は共同施設

の工事費と」に改め、同条第四項を次のように改める。

第八条に次の二項を加える。

4 前項に規定する標準工事費は、公営住宅の工事費又は共同施設の工事費として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

5 第八条第一項中「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「その費用」を「当該第二種公営住宅に係る公営住宅の工事費」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「こう水」を「洪水」に改め、同条第二項及び第三項を次のよう改め、同条第二項及び第三項を次のよう改め

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による國の補助金額の算定について準用する。

3 國は、災害(火災にあつては、地震による火災に限る。)により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が公営住宅の建設、共同施設の建設又は公営住宅若しくは共同施設の補修をするときは、公営住宅に係るものにあつては前条第一項に規定する補助率の、共同施設に係るものにあつては

する補助率の、共同施設に係るものにあつては同条第二項に規定する補助率の区分に従い、當

標準宅地復旧費は、それぞれ、公営住宅の工事費若しくは共同施設の工事費、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

5 第十条中「基く」を「基づく」に改める。

第六条の二中「行う」を「行なう」に改め、第三章中同条を第十一條の三とする。

第十一条中「及び第十二条に規定する公営住宅の建設に要する費用の償却の条件を參しやくして」を「、第十二条第一項の公営住宅の工事費の償却の条件等を參照して」に、「基く」を「基づく」に改め、第二章中同条の次に第一条を加える。

(地方債についての配慮)

造成をいろ。以下同じ。)に要する費用を補助することができる。

第八条に次の二項を加える。

4 前項の規定による國の補助金額の算定については、公営住宅の工事費若しくは共同施設の工事費、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用が、それぞれ、標準工事費、標準補修費又は標準宅地復旧費をとえるときは、標準工事費をと、標準補修費を災害に基づく補修に要する費用と、標準宅地復旧費を公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用とみなす。

5 前項に規定する標準工事費、標準補修費又は標準宅地復旧費は、それぞれ、公営住宅の工事費若しくは共同施設の工事費、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

第六条の二中「行う」を「行なう」に改め、第三章中同条を第十一條の三とする。

第十一条中「及び第十二条に規定する公営住宅の建設に要する費用の償却の条件を參しやくして」を「、第十二条第一項の公営住宅の工事費の償却の条件等を參照して」に、「基く」を「基づく」に改め、第二章中同条の次に第一条を加える。

(家賃収入補助)

第十二条の二 國は、事業主体に対し、政令で定めるところにより、毎年度、予算の範囲内において、当該事業主体の管理する公営住宅に係る公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用(第八条第三項の規定により公営住宅の建設に係る公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用について国から補助を受けたときは、当該費用を除く。次項及び第三項に

するための土地の取得等又は共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用に充てるたために起きた地方債については、前条の規定によることとする。

第十二条の二を第十二条の三とする。

第十二条第一項中「当該公営住宅の建設(当該

公営住宅を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを除く。以

下第十三条第三項において同様とする。)に要した費用」を「当該公営住宅の工事費」に、「國又は地方公共団体から補助を受け、又は通常の条件より有利な条件で土地の譲渡若しくは貸付けを受けた場合又は受けた場合」を「國若しくは地方公共団体から補助を受け、若しくは通常の条件より有利な条件で土地の譲渡若しくは貸付けを受けた場合又は受けた場合」を「國若しくは地方公共団体から次条第一項の規定による補助を受けた場合」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 國は、事業主体に対し、政令で定めるところにより、毎年度、予算の範囲内において、当該事業主体の管理する公営住宅に係る公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用(第八条第三項の規定により公営住宅の建設に係る公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用について国から補助を受けたときは、当該費用を除く。次項及び第三項に

おいて同じ。)の額に政令で定める率を乗じて得た金額を補助するものとする。

2 前項の規定による國の補助金額の算定については、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用が標準価額をこえるときは、標準価額をその費用とみなす。

3 前項に規定する標準価額は、適正な立地条件を備えている土地に公営住宅を建設するものとした場合における公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

第十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、「建設大臣の承認を得て」を削り、同条第二項中「聞かなければならぬ」を「聞いたうえ、建設大臣の承認を得なければならない」に改め、同

2 前項の政令で定める基準は、第一種公営住宅に係る前条第一項の政令で定める基準を相当程度こえるものでなければならない。
3 第一項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

第二十三条の二中「又は第二十一条の二の規定によるあつせん、割増賃料の徴収等」を「、第二十二条の二第二項の規定による割増賃料の徴収、

第二十二条の三第一項の規定による明渡しの請求、第二十二条の四の規定によるあつせん等又は

第二十三条の八の規定による公営住宅への入居」に改め、同条の次に次の二章及び章名を加える。

第三章の二 公営住宅建替事業
(公営住宅建替事業の施行)

5 事業主体の長は、第一項の規定による請求を受けた者が病氣にかかりつつあることその他の条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

四 公営住宅建替事業により新たに建設すべき公営住宅が高層又は中層の耐火性能を有する構造の公営住宅であること。

五 公営住宅建替事業により新しく建設すべき公営住宅建替事業を実施するため必要があるときは、公営住宅建替事業を施行するよう努めなければならない。

第六条第一項中「不良住宅の撤去」の下に「、公営住宅建替事業による公営住宅の除却」を加え、「除外」を「除くほか」に改める。

二項の規定により、「に改め、同条第五項中「第一項」を「第二項」に改める。

第十六条第一項中「不良住宅の撤去」の下に「、公営住宅建替事業による公営住宅の除却」を加え、「除外」を「除くほか」に改める。

第十七条中「少くとも左の」を「少なくとも次の」に改め、同条第一号中「但し」を「ただし」に、「第一項」を「第二項」に、「因り」を「より」に改める。

第二十一条の二第一項中「政令で定める基準」を「公営住宅の種類に応じて政令で定める基準」に改め、同条第一号中「但し」を「ただし」に、「第一項」を「第二項」に、「因り」を「より」に改める。

第二十一条の二第一項中「政令で定める基準」

は、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせんする等その者の入居していけるようにするよう努めなければならない。この場合において、前条第一項の規定による公営住宅の明渡しを容易にするために、前条第一項の規定による公営住宅の明渡しを容易にするよう努めなければならない。

域内の政令で定める規模以上の一団の土地に集団的に存していること。

二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住

宅の大部分が第二十四条第一項の耐用年限の二分の一を経過していること又はその大部分につき公営住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下していること。

三 公営住宅建替事業により新たに建設すべき公営住宅の戸数が当該事業により除却すべき

公営住宅の戸数の二倍以上であること。ただし、当該土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められて

いる場合その他特別の事情がある場合には、当該除却すべき公営住宅の戸数をこなれば足りる。

四 公営住宅建替事業により新たに建設すべき公営住宅が高層又は中層の耐火性能を有する構造の公営住宅であること。

五 公営住宅建替事業の長は、公営住宅建替

事業を実行しようとするときは、あらかじめ、公営住宅建替事業に関する計画(以下「建替計画」という。)を作成して、建設大臣の承認を得なければならない。

六 公営住宅建替事業により除却すべき公営住

宅が市街地の区域又は市街化が予想される区

ある場合において、必要があると認めるとき

2 建替計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 公営住宅建替事業を実行する土地の面積

二 公営住宅建替事業により除却すべき公営住

官 報 (号)

35

- 宅及び当該事業により新たに建設すべき公営住宅の戸数
- 三 公営住宅建替事業により新たに建設すべき公営住宅の構造
- 四 その他建設省令で定める事項
- 3 建替計画は、土地の合理的な高度利用について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。
- 4 建設大臣は、建替計画に係る公営住宅建替事業が前条各号に掲げる要件に適合すると認める場合でなければ、第一項の承認をしてはならない。
- 5 第一項の規定により、市町村長が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。
- 6 事業主体の長は、第一項の規定による建設大臣の承認を得たときは、建設省令で定めるところにより、当該建替計画に係る公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の入居者（その承認があつた日における入居者に限る。）に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 前各項の規定は、建替計画の変更（建設省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。この場合において、当該変更に係る前項の規定による通知は、当該変更により新たに除却すべき公営住宅となつたものの入居者及び除却すべき公営住宅でなくなつたものの入居者にすれば足らる。

宅及び当該事業により新たに建設すべき公営

（公営住宅の明渡しの請求）

- 第二十三条の六 事業主体の長は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、前条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して三月を経過した日以後の日でなければならない。

- 3 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、すみやかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

- 4 事業主体の長は、前項の規定による請求に係る公営住宅の入居者に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

- 5 第一項の規定による申請に係る公営住宅の入居者（新たに建設される公営住宅への入居）

- 第二十三条の七 事業主体は、前条第一項の規定による請求に係る公営住宅の入居者に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

- （仮住居の提供）
- 第二十三条の八 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者（当該事業に係る建替計画について第二十一条の五第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による建設大臣の承認を得た建设計画に係る公営住宅建替事業の施行のため必要がある場合においては、公営住宅又は共同施設の）に改める。

- 5 事業主体が、第一項の規定により、同項の規定による申出をした者を当該公営住宅建替事業により新たに建設された公営住宅に入居させた場合における第二十二条の二、第二十二条の三

- 第一項及び第二十二条の四の規定の適用については、その者が当該事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに建設された公営住宅に入居している期間に通算する。

- （説明会の開催等）

- 第二十三条の九 事業主体の長は、公営住宅建替事業により新たに建設される公営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該公営住宅に入居させなければならない。この場合においては、その者については、第十七条の規定は、適用しない。

事業により新たに建設される公営住宅への入居を講ずることにより、当該事業により除却すべき公営住宅の入居者の協力が得られるように努めなければならない。

- （移転料の支払）
- 第二十三条の十 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、当該事業の施行に伴い、住居を移転した場合においては、その者に対して、建設省令で定めるところにより、通常必要な移転料を支払わなければならない。

- 第二十四条第三項中「因り」を「より」と、「認めるとときは、建設大臣の承認を得て、その」を「認めるとときは、建設大臣の承認を得たとき、又は第二十三条の五第一項（同条第七項において準用する場合において建設大臣の承認を得たとき、又は得た建設計画に係る公営住宅建替事業の施行のため必要がある場合においては、公営住宅又は共同施設の」に改める。

- 第二十六条第一項中「基づく」を「基づく」に、「行い」を「行ない」に、「又は書類」を「若しくは書類」に改める。

- 第二十八条中「基く」を「基づく」に改める。

- 第三十条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十三条第二項」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

官 報 (号) 外

るため、国は事業主体に対して家賃収入補助を行なうこととしております。

第二に、公営住宅に五年以上入居し、一定の高額収入を得るに至った者に対し、明け渡しを請求することができる」ととし、この場合、事業主体は、入居者の明け渡しを容易にするよう特別の配慮をすることとしております。

第三に、公営住宅の建てかえ事業に関する規定を整備し、事業を施行できる場合の要件を定め、事業を施行しようとするときは、あらかじめ建設大臣の承認を得ることとしております。

本案は、衆議院において、施行日を公布の日に改める修正がなされた上、本委員会に付託され、公聴会の開会、現地視察等、慎重な審査を重ねたのであります。

質疑のおもなる点は、住宅建設五カ年計画の達成の見通し、地方公共団体の超過負担の実情と用地費の地方債切りかえによる影響、入居者の収入実態と明け渡し基準のきめ方、家賃体系の適正化、國・公有地の活用の実績等でありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して沢田委員から反対、自由民主党を代表して山内委員から賛成、公明党を代表して二宮委員から反対、日本共産党を代表して春日委員から反対する旨の発言がありました。討論を終了し、採決の結果、本案は多数をもつて衆議院送付案となり可決すべきものと決定いたしました。

しました。

統いて、自由民主党の大森委員から、明け渡しの収入基準等について、定期的に検討を加えることなど、五項目にわたる附帯決議案が提出され、

採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

第一条 内閣の機関 (内閣官房、内閣法制局及び国防会議事務局をいり。以下同じ。)並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、五十万六千五百七十一人とする。

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。
○副議長(安井謙君) 日程第八、行政機関の職員の定員に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

一 國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員

3 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

6 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、政令で定める。
第十六条を次のようにより改める。
第十六条 削除
(内閣法制局設置法の一部改正)
3 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除
(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

4 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

よつて国会法第八十三により送付する。

昭和四十四年四月十日

衆議院議長 石井光次郎

一号) 第五条に規定する常勤の職員
(總理府及び各省等の定員)

第二条 内閣の機関並びに總理府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、國の經營する企業ごとに、政令で定める。

参議院議長 重宗 雄三殿

第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

第二条 内閣の機関並びに總理府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、國の經營する企業ごとに、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。昭和四十四年四月一日から適用する。

2 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二に次の二項を加える。

6 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、政令で定める。

第十六条を次のように改める。

第六条 削除
(内閣法制局設置法の一部改正)

3 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除
(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

4 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

行政機関の職員の定員に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

内閣法(昭和二十二年法律第五号)

内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、政令で定める。

内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除
(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

4 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項を削る。	
(国家行政組織法の一部改正)	5 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第二項及び第二十二条の二を削る。	6 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十三条」を「第二十二条」に改める。	7 沖縄島那霸に駐在する諸間委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法の一部改正
附則第六項を削る。	8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
(沖縄島那霸に駐在する諸間委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法の一部改正)	9 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。
第十一条を削る。	10 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。
第二十三条を削る。	11 首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。	12 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
(宮内庁法の一部改正)	13 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十三年法律第号)」を「行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十三年法律第号)」に改める。	14 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)	15 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
(北海道開発法の一部改正)	16 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
(自衛隊法の一部改正)	17 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第一百六十三号)の一部を次のように改正する。
第十一条を削る。	18 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。
(行政管理庁設置法の一部改正)	19 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。
第二十九条中「防衛庁設置法」の下に「(昭和二十九年法律第百六十四号)」を加える。	20 檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第六十六条第二項及び第七十条第三項中「防衛庁設置法第七条第一項に規定する職員」を「防衛庁の職員」に改める。	21 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第一百四十二号)の一部を次のように改正する。
(公安調査庁設置法の一部改正)	22 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百

四十一号) の一部を次のように改正する。 第十五条を次のように改める。
第十五条 削除 (外務省設置法の一部改正)
23 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十 三号) の一部を次のように改正する。 第三十条を次のように改める。
第三十条 削除 (日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時 措置法の一 部改正)
24 日本国博覧会政府代表の設置に関する臨時 措置法(昭和四十三年法律第十二号) の一部を 次のように改正する。
第二条第四項中「行政機関の職員の定員に關 する法律(昭和四十三年法律第 二号)」を 「行政機関の職員の定員に關する法律(昭和 四十三年法律第 二号)」に改める。
第五十九条 削除 (運輸省設置法の一 部改正)
第六項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ 繰り上げる。 (厚生省設置法の一 部改正)
25 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四 号) の一部を次のように改正する。 目次中「・第四十九条」を削る。 第四十九条を削る。 (文部省設置法の一 部改正)
26 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六 号) の一部を次のように改正する。 目次中「・第四十五条」を削る。 第四十五条を削る。 (国立学校設置法の一 部改正)
27 国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十五 号) の一部を次のように改正する。 目次中「・第九十一条」を削る。 第九十一条を削る。 (通商産業省設置法の一 部改正)
30 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百 五十五号) の一部を次のように改正する。 目次中「・第五十条」を削る。 第五十条を削る。 (郵政省設置法(昭和二十九年法律第二百四十一 号) 第五百条に規定 する常勤の職員) に改める。 (労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十二 号) の一部を次のように改正する。 目次中「・第二十二条」を削る。 第二十二条を削る。 (建設省設置法(昭和二十二年法律第二百十三号) の一部を次のように改正する。 第十九条を次のように改める。 (自治省設置法の一 部改正)
33 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化 の実施に伴い退職する者に対する特別措置に關 する法律の一 部改正)
28 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一 号) の一部を次のように改正する。 目次中「・第三十八条」を削る。 第三十八条を削る。 (電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化 の実施に伴い退職する者に対する特別措置に關 する法律の一 部改正)
29 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三 号) の一部を次のように改正する。 目次中「・第九十二条」を削る。 第九十二条を削る。 (農林省設置法の一 部改正)
32 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十 四号) の一部を次のように改正する。 第二十五条及び第二十六条を次のように改め る。 第二十五条及び第二十六条 削除 (電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化 の実施に伴い退職する者に対する特別措置に關 する法律の一 部改正)
36 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十 九号) の一部を次のように改正する。

一号) の一部を次のように改正する。

第二十六条を削る。

〔八田一朗君登壇、拍手〕

○八田一朗君 ただいま議題となりました行政機関の職員の定員に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、行政機関の定員の合理的な管理をはかるため、各省別に定員を法定している現行制度を改め、内閣の機関並びに総理府及び各省を通じる定員の最高限度を法定し、その数を現行の各省設置法等で定められている定員の合計数である五十万六千五百七十一人とするとともに、これらの機関別の定員は政令で定めることと、大臣、政務次官等及び自衛官並びに五現業の定員は、いずれも定員の総数の最高限度の対象には含めないこととし、従来どおり法律または政令で定めることを内容とするものであります。

なお、本法律は、公布の日から施行することとしておりますが、衆議院において、四月一日に週

及適用する旨の修正が行なわれております。

委員会におきましては、本法案の重要性にかんがみ、佐藤内閣総理大臣をはじめ、関係各大臣の出席を求めて質疑を行なうとともに、職場視察を行なうなど、慎重に審査を尽くしたのであります。

す。

この審査の段階で行なわれました質疑のおもな

る点は、行政改革についての政府の基本的な考え方、定員と組織とは本来一体的なものであるの

に、あえて現行制度を改めるやうんは何か、憲法の理念、国家行政組織法制定の精神から見て、本

法案に妥当性があるのか、出血整理や不当配置転換はしないと約束できるか、三ヵ年5%削減は、

行政の遅滞と公務員の労働過重を来たすおそれはないか、などであります。そのほか、今後の定員管理についての運用方針、定員外職員の問題、

国家行政組織法検討の必要性、人事院勧告の完全実施、政財便直化との関連等、広汎多岐にわたる

事項について、熱心に論議がかわされたのであります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。村田秀三君。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

○村田秀三君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま議題となりました行政機関の職員の定員に

関する法律案に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。村田秀三君。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

○村田秀三君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま議題となりました行政機関の職員の定員に

関する法律案に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本

ます。その詳細は会議録に譲りたいと存じま

す。

まず問題なのは、本法案の示す性格とその本質が、佐藤内閣の憲法無視、国民不在の政治姿勢を象徴していることみなされることであります。

そもそも、民主主義制度におきましては、單に

山委員、日本共産党を代表して岩間委員より反対の旨、自由民主党を代表して佐藤委員、民主社会

のための人民の手による行政が行なわれなければなりません。その意味において、政府は、行政

の現状を国民の前に明らかにするとともに、その表明されました。

次いで、直ちに採決の結果、本法案は多数を

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律の運用に際し、公務員の身分保障の確保と待遇の改善を要望する趣旨の、自民、社

会、公明、民社各党共同提案にかかる附帯決議が付されました。

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。村田秀三君。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

○村田秀三君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま議題となりました行政機関の職員の定員に

関する法律案に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。村田秀三君。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

○村田秀三君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま議題となりました行政機関の職員の定員に

関する法律案に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

以上をもつて御報告を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。村田秀三君。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

○村田秀三君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま議題となりました行政機関の職員の定員に

関する法律案に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

政治のみならず、行政においてもまた、常に、人のための人民の手による行政が行なわれなければなりません。その意味において、政府は、行政の現状を国民の前に明らかにするとともに、その質と量に対応する適正な人員配置を行ない、かに実現する義務を有するのであります。これが憲法の精神であり、国家行政組織法制定の原則であらうかと考えます。しかも、この原則に従つて、行政組織と定員とは表裏の関係にあり、それゆえにこそ、行政の機構、組織を規定する各省設置法の中の重要な部分として定員を法定したものと理解できるのであります。しかるに、今回、この法案によって、國家行政組織法第十九条の定員に関する規定を削除し、各省設置法の定員規定を排除して、一片の政令によって自由自在に定員を移動せしめ得る道を講じようとすることは、国会の審議権を無視し、国民の行政に対する意思表明の道をばらみ、行政が内閣の恣意のままに行なわれる結果を招くものであり、行政の民主化に逆行する措置であると言わねばなりません。このこと

は、官僚のばつことを許し、東横政治への道を開くものであり、憲法の精神を踏みにじるものとし

官 報 (号 外)

て、断じて許すことのできないことやあります。

また、この法案が提出されるに至った背景は、

佐藤内閣の主たる政策である行政改革の推進がその根柢になつておるようであります。しかしながら、その経緯を見るに、国民が望む真の行政改革

を行なわんとする意欲を見受けることはできないのであります。すなわち、昭和三十九年、臨時行

政調査会は、社会の進展に伴つて必然的な行政改革の課題に対して一定の答申を行なつたのであり

ますが、佐藤内閣は、発足以来、口で行政改革を唱えながら、緊急を要するこの課題に対しても抜本的な施策を講じようとはしなかつたのであります。

しかるところ、昭和四十二年十二月、財政制度

審議会が、財政硬直化打開のための諸方策を打ち出すや、直ちに、行政機構の簡素能率化をはかると称して、一省庁一局削減の方針を明らかにし、かつ、定員の三ヵ年五%削減の計画作成を指示示されたのでありました。その結果を見るに、一省庁一局削減に至つては、なるほど局という名称は十八局減少し、課、室二つの減と、事務局次長一名の減員はあつたものの、これに伴つて、むしろ局中

の部五、官房中の部四、部と官房それぞれの一の新設となり、総括整理職及び分掌職が十七名も増員される結果となりました。その上、組織系統は前よりも複雑になったと見られる向きもあって、政府のいう簡素能率化の事実は見受けられないのです。政府は、この措置を行政改革の起爆力とすると言つておりましたが、起爆どころか不発に終わつたと見ることができるのであります。

さらに、問題なのは、五名定員削減計画であります。ですが、その内容を見まするに、さきの一省庁一局削減と同様、削減しなければならない理論的背景はないにひとしいと言わざるを得ません。あるとすれば、ただ許認可、報告事務の整理がわずかながら進められているにすぎないのであります。申すまでもなく、本来定員算定の基礎は、行政の末端の単位における仕事の質と量を前提に積み上げられなければならないのは当然であります。かかる後、行政の規模に応じ職を置き、恒常に必要な定員を算定配置することは、行政の初步的理論と言わねばなりません。しかして、複雑多岐にわたる今日の行政の実情と機構の実態の上に立つて行政改革を進めんとするならば、いかに困難であろうともその事実を明らかにし、どの部

分に行政需要の消長が存在し、どのような変革を加えるべきかについて考究するなど、行政の内対と規模、人事管理のあり方、定員算定の基準などをについて抜本的な検討が加えられ、国民と、そしてまた、現在その職にある公務員の理解と納得の上に行なわれるべきものであります。

審議を通じ、政府はこの立論の正当性を認めました。佐藤總理も、また荒木行政管理庁長官も、そ

の作業の手順について本末転倒であることを肯定いたしたのであります。このよう行政改革と新

定員配置は不可分のものであることが立証され、現在、「社会経済の進展に相応する行政需要にマッチして定員配置を行なうために給定員法が必要である」とする政府の説明は、抜本的な、しかも因

主的な行政改革案の前提なくしては成り立たない

では一体、何ゆえこの理論も根拠もない総定員法の制定を強行しようとするのであります。思うに、その真のねらいは、一省一局削減に見られることく、行政改革に期待する素朴な国民の目をそらし、かつは財政硬直化打開への見せかけの姿勢を示しながら、実は五%定員削減計画の中で政府の隠された意図、すなわち治安、微税な

ど、国民を支配管理する体制の一そらの強化をはからうとするものであると看破せざるを得ないのあります。すなわち、この五%削減計画をしていに検討するに、具体的な行政改革の構想もないままに、各省庁別の削減率は、高い省で、行管、建設、農林など八%台を占め、低いところは、総理府の一・三七%、法務、国家公安委員会関係、大蔵などの三%台と、いずれも企画、管理部門の削減率は低いのでありますて、警察官五千名の増員措置とあわせ考へ、政府の意図するところを明らかにしているのであります。

また、この計画は、「適正定員の配置」、「行政サービスの向上」という政府の宣伝文句とは逆に、すでに予想されたことく、弱い、しかも国民からあまり目立たない行政部門にしわ寄せされてきております。大阪管区気象台における気象観測の回数削減は、もちろん観測課員の減少によるものでありますが、関西地方全域、とりわけ港湾関係の地域に大きな不安を与えております。また、ある三種飛行場の航空管制官の定数引き揚げによって、その飛行場を利用する人々に動搖を与えている事実があります。いずれも根柢のない五%定員削減を押しつけた結果にはかならないのであります。

す。このような人命軽視の定員配置は許すことができません。国民は必要な業務をカットしてまで行政改革を望んではおらないのであります。この事例は、もちろん定員が法定されている今日の問題であります。定員が法定され、その配置が義務づけられているにもかかわらず、単なる行政措置によつて、定員の保留、補充及びその配置を思うままに進めてきた政府は、本法案の制定によつて強権的に政令を発動し、ますます恣意のままに国民不在の行政を進めるであろうことは想像にかたくないであります。

特に問題なのは、防衛庁の職員（非自衛官）を防衛庁設置法第四条に定められる自衛隊の職員定数より除外し、政令によつて行政的に増加せしめることができる」とあります。現在の防衛本庁の非自衛官職員は、防衛庁設置法及び自衛隊法によって、その任務と服務は自衛官と全く同一に規定をされており、防衛本庁設置法に自衛官のみの定員を法定し、その定数が表面上今日よりも減少したとしても、実質は政府の恣意のまま大幅に増加できることとなり、政令による防衛力の増強が遺憾なく発揮できる道を講じたことは、憲法違反の上乗せをするものであります。

府の説明のことく、全く一般公務員と同一であるとするならば、その職員組合の結成を許し、団結権を保証すべきであります。

次に問題なのは、本法案の制定によつて、職員の身分が著しく不安定になり、生活権が脅かされるという問題であります。すでに、いま進められている根拠のない5%定員削減計画が、職員及びその家族に対しつきな不安と動搖を与えております。本法案審議の中で、総理及び荒木行政管理庁長官は、出血整理は考えていない、また本人の意に反する不当な強制配転はあつてはならない旨、再三言明をされました。しかしながら、現在の公務員は、憲法によつて労働者に保障されている労働基本権が著しく制約されており、みずから労働条件について交渉する権限も与えられておらぬのであります。しかも、現在の国家公務員法では、その第七十八条规定、「官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合」、本人の意に反して降任及び免職ができる、と規定されているのであります。

○柴田榮君 登壇、拍手
〔柴田榮君登壇、拍手〕
○副議長（安井謙君） 柴田榮君。
〔柴田榮君登壇、拍手〕
○柴田榮君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました行政機関の職員の定員に関する法律案、いわゆる総定員法案に対し賛成の討論を行なうものであります。御承知のとおり、行政は、社会経済の進展に即合するきわめて有機的な制度であると思うのあります。

とによって、職員の不安の増大もまた理解できるのであります。政府はすみやかにこれら不安を解消するために、職員団体と誠意ある協議を進め、真に職員の納得の上に計画が進行できるような体制を確立することを強く望むものであります。

以上申し述べました点を総合して判断いたします。

今回の定員制度の改正は、まさに、その趣旨に沿つた第一歩であると思うのであります。行政を担当するものは人であり、その数を規定するものは定員であります。この定員管理制度の改善なくのみか、総定員法の成立はただ行政権の拡大を意味し、官僚のばつことを許し、一党独裁專横政治への道を開くものであると断言せざるを得ないのです。

以上反対討論を終ります。（拍手）

今回の総定員法案は、年々一万二、三千名、予算にして百数十億円もの増加傾向にある国家公務員の定員増を抑え、内閣の機関並びに各省庁を通ずる定員の最高限度を、昭和四十二年度末の国家公務員の定員である五十万六千五百七十一人と法定し、各省庁別に定員は政令で定め、行政需要の消長に伴う定員の配置転換を合理的かつ弾力的に行なおうとするものでありますとして、定員一人の増減でも一々法律の改正を必要とするような現行制度より、きめのこまかい、流動する社会情勢に適合するきわめて有機的な制度であると思うのであります。

そもそも我が国の官庁は、社会経済情勢の変動や国民福祉の向上のための施設などによる新しい行政需要に対処して、機構の拡大や人員増をはかりことについては機敏であります。それはそれなりに国民生活、国民経済上の必要から意義があることであります。しかし反面、すでに不要不急化した部門は積極的に縮小されないで温存される傾向のあることもまた否定し得ないところであります。そのため、機構は拡大し、定員は年々増加し続けてまいっているのであります。

そこで、公務員の増加を抑えながら、社会経済情勢の変動に伴う新しい行政需要に対処して行政の体制を整備するためには、一方において各省庁の事務の合理化を促進し、他方において不要不急化した部門から必要な部門、たとえば国立学校の教職員、国立病院の看護婦、法務局、特許庁の職員など、国民生活にどうしても増員が必要な部門に定員を回す等の弾力的かつ合理的な定員の配置転換を行なうとともに、各省のセクショナリズムを押えて、無秩序な機構や定員の膨張を防ぐ必要があるのござりまして、このためには、総定員法の制定を急がなければならないと思うのであります。

公務員の定員の五%, 約四万五千人の定員削減を行なおうといたとしているのであります。この位置は、定員の総数をふやさず、自然退職による欠員を保留し、出血整理を行なわざして当面の行政需要に対処せんとするものであります。これこそ定員の彈力的運用の具体策であると思うのであります。

現在、法律で定めております定員を政令で規定することは、国会の審議権を軽視するのではないかとの意見もありますが、定員の最高限度は国會で審議することになっており、各省庁別の定員は毎年度の予算で十分審議で得るのであります。それで、その懸念は全くありません。アメリカをはじめイギリス、フランス、西ドイツ等、諸外国における定員管理制度を見ましても、公務員の定員は予算だけで定められているのであります。わが国のことく、予算のほかに、法律でも定員を定めていたとしても、公務員の定員は

さるからこそ、弾力的な定員制度が不可欠であることが表明され、また、定員の配置がえを行なうといつても、欠員を留保して、その欠員相当の定員を振りかえることが主体であり、不当な配慮転換を行なうものでないことが明確にされましたことは、本法案に対する危惧を払拭させるものであると思ふのであります。

現代の行政に要求されるものは、その本質において多少の異なりはあるとはい、民間の場合と同様に、少數精銳主義による能率的な運営であります。そしてそのことが、結果として公務員諸君の十分なる待遇改善、すなわち人事院勧告の完全実施へつながる最短距離であると思うのであります。政府もこの点につき一そろの努力を払うこととを要望いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

先ほど来、いろいろ申し上げてまいりましたところをなすものであります。臨時行政調査会の答申におきましても、「人員の効率的、機動的な配置を確保するための配置転換制度を早急に確立すべきであり、これが整備されないかぎり、合理的、計画的な人員配置の体制の確立は、ほとんど不可能といえる。」と述べております。また、行政監理委員会の委員六氏をはじめ、世論を代表するいわゆる新聞の解説、論説等におきまして、ひとしく本法案の早期成立を要望しているのであります。したがつて、私は、この意味からも、本法案のすみやかな成立をはかり、これを一つの基盤として全面的かつ実質的効果のある行政改革を漸次、着実に推進し、国民の声にこたえるべきであると思ふのであります。

さらに、各省庁別の定員を政令で定めることにさるに伴い、公務員の身分保障がそこなわれるのではないかとの意見があります。この点につきましては、委員会の審議を通じまして、政府から、マッチした定員配置が実現されていれば、出血整理は避けられ、出血整理をしない前提に立つて、さるからこそ、弾力的な定員制度が不可欠であることが表明され、また、定員の配置がえを行なうといつても、欠員を留保して、その欠員相当の定員を振りかえることが主体であり、不当な配慮転換を行なうものでないことが明確にされましたことは、本法案に対する危惧を払拭させるものであると思ふのであります。

○副議長(安井謙君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これまで採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。（拍手）

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議員	
議長	重宗 雄三君
副議長	安井 謙君

議員	
峯山 昭範君	田渕 哲也君
山田 勇君	青島 幸男君
塩出 啓典君	萩原幽香子君
市川 房枝君	三木 忠雄君
内田 善利君	上林繁次郎君
任田 新治君	内藤督三郎君
矢追 秀彦君	阿部 憲一君
浅井 亨君	中尾 辰義君
松下 正寿君	高橋雄之助君
田村 賢作君	小林 章君

澤田 実君	多田 省吾君	青田源太郎君	栗原 祐幸君
黒柳 明君	伊藤 五郎君	藤田 正明君	梶原 茂嘉君
片山 武夫君	鈴木 一弘君	大谷 賢雄君	小枝 一雄君
後藤 義隆君	濱谷 邦彦君	鍋島 直紹君	八木 一郎君
二宮 文造君	高山 恒雄君	前田佳都男君	寺尾 豊君
向井 長年君	白井 勇君	増原 恵吉君	平井 太郎君
柏原 ヤス君	横山 フク君	徳永 正利君	古池 信三君
小山邦太郎君	小平 芳平君	郡 祐一君	松平 勇雄君
渡辺一太郎君	植竹 春彦君	鹿島守之助君	青木 一男君
矢野 登君	石原幹市郎君	重政 康徳君	小林 武治君
山崎 五郎君	杉原 荒太君	木村 隆男君	田中 茂穂君
安田 隆明君	新谷寅三郎君	上田 稔君	梶原 敏夫君
若林 正武君	山崎 竜男君	和田 駿二君	山下 春江君
増田 盛君	平泉 渉君	鶴岡 勉君	堀本 宜実君
永野 鎮雄君	近藤英一郎君	佐野 静夫君	田口長治郎君
高田 浩運君	沢田 一精君	安永 英雄君	平島 敏夫君
内田 芳郎君	玉置 猛夫君	和田 駿二君	栗原 茂嘉君
中津井 真君	佐藤 一郎君	鶴岡 勉君	谷口 勝治君
林田悠紀夫君	山本茂一郎君	佐野 優一君	森 勝治君
岩動 道行君	佐藤 一郎君	佐野 優一君	木島 義夫君
大森 久司君	源田 寒君	川上 炳治君	中村 波男君
河口 陽一君	久保 劍一君	熊谷太三郎君	佐野 芳雄君
和田 鶴一君	森 勝治君	達田 龍彦君	井川 伊平君
丸茂 重貞君	山本 杉君	竹田 四郎君	櫻井 志郎君
長谷川 仁君	木島 義夫君	大森 久司君	村上 春藏君
井川 慶吉君	中村 波男君	佐野 芳雄君	松本 賢一君
桜井 志郎君	木島 義夫君	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君
村上 春藏君	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君

澤田 実君	多田 省吾君	青田源太郎君	栗原 祐幸君
黒柳 明君	伊藤 五郎君	藤田 正明君	梶原 茂嘉君
片山 武夫君	鈴木 一弘君	大谷 賢雄君	小枝 一雄君
後藤 義隆君	濱谷 邦彦君	鍋島 直紹君	八木 一郎君
二宮 文造君	高山 恒雄君	前田佳都男君	寺尾 豊君
向井 長年君	白井 勇君	増原 恵吉君	平井 太郎君
柏原 ヤス君	横山 フク君	徳永 正利君	古池 信三君
小山邦太郎君	小平 芳平君	郡 祐一君	松平 勇雄君
渡辺一太郎君	植竹 春彦君	鹿島守之助君	青木 一男君
矢野 登君	石原幹市郎君	重政 康徳君	小林 武治君
山崎 五郎君	杉原 荒太君	木村 隆男君	田中 茂穂君
安田 隆明君	新谷寅三郎君	上田 稔君	梶原 敏夫君
若林 正武君	山崎 竜男君	和田 駿二君	山下 春江君
増田 盛君	平泉 渉君	鶴岡 勉君	堀本 宜実君
永野 鎮雄君	近藤英一郎君	佐野 静夫君	田口長治郎君
高田 浩運君	沢田 一精君	安永 英雄君	平島 敏夫君
内田 芳郎君	玉置 猛夫君	和田 駿二君	栗原 茂嘉君
中津井 真君	佐藤 一郎君	鶴岡 勉君	谷口 勝治君
林田悠紀夫君	山本茂一郎君	佐野 優一君	森 勝治君
岩動 道行君	佐藤 一郎君	佐野 優一君	木島 義夫君
大森 久司君	源田 寒君	川上 炳治君	中村 波男君
河口 陽一君	久保 劍一君	熊谷太三郎君	佐野 芳雄君
和田 鶴一君	森 勝治君	達田 龍彦君	井川 伊平君
丸茂 重貞君	山本 杉君	竹田 四郎君	桜井 志郎君
長谷川 仁君	木島 義夫君	大森 久司君	村上 春藏君
井川 慶吉君	中村 波男君	佐野 芳雄君	松本 賢一君
桜井 志郎君	木島 義夫君	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君
村上 春藏君	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君

澤田 実君	多田 省吾君	青田源太郎君	栗原 祐幸君
黒柳 明君	伊藤 五郎君	藤田 正明君	梶原 茂嘉君
片山 武夫君	鈴木 一弘君	大谷 賢雄君	小枝 一雄君
後藤 義隆君	濱谷 邦彦君	鍋島 直紹君	八木 一郎君
二宮 文造君	高山 恒雄君	前田佳都男君	寺尾 豊君
向井 長年君	白井 勇君	増原 恵吉君	平井 太郎君
柏原 ヤス君	横山 フク君	徳永 正利君	古池 信三君
小山邦太郎君	小平 芳平君	郡 祐一君	松平 勇雄君
渡辺一太郎君	植竹 春彦君	鹿島守之助君	青木 一男君
矢野 登君	石原幹市郎君	重政 康徳君	小林 武治君
山崎 五郎君	杉原 荒太君	木村 隆男君	田中 茂穂君
安田 隆明君	新谷寅三郎君	上田 稔君	梶原 敏夫君
若林 正武君	山崎 竜男君	和田 駿二君	山下 春江君
増田 盛君	平泉 渉君	鶴岡 勉君	堀本 宜実君
永野 鎮雄君	近藤英一郎君	佐野 静夫君	田口長治郎君
高田 浩運君	沢田 一精君	安永 英雄君	平島 敏夫君
内田 芳郎君	玉置 猛夫君	和田 駿二君	栗原 茂嘉君
中津井 真君	佐藤 一郎君	鶴岡 勉君	谷口 勝治君
林田悠紀夫君	山本茂一郎君	佐野 優一君	森 勝治君
岩動 道行君	佐藤 一郎君	佐野 優一君	木島 義夫君
大森 久司君	源田 寒君	川上 炳治君	中村 波男君
河口 陽一君	久保 劍一君	熊谷太三郎君	佐野 芳雄君
和田 鶴一君	森 勝治君	達田 龍彦君	井川 伊平君
丸茂 重貞君	山本 杉君	竹田 四郎君	桜井 志郎君
長谷川 仁君	木島 義夫君	大森 久司君	村上 春藏君
井川 慶吉君	中村 波男君	佐野 芳雄君	松本 賢一君
桜井 志郎君	木島 義夫君	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君
村上 春藏君	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君	佐野 芳雄君

林 虎雄君	森 八三二君	矢山 有作君	瀬谷 英行君	大藏大臣 福田 趟夫君	昭和四十四年四月二十四日	外務委員長 山本 利壽
三木與吉郎君	塙田十一郎君	吉田忠三郎君	西村 関一君	厚生大臣 斎藤 升君	通商産業大臣 大平 正芳君	参議院議長 重宗 雄三殿
赤間 文三君	松永 忠二君	野上 元君	郵政大臣 河本 敏夫君	労働大臣 原 健三郎君	建設大臣 坪川 信三君	要領書
大矢 正君	横川 正市君	千葉千代世君	山本伊三郎君	國務大臣 荒木萬壽大君	内閣法制局第一 部長 田中 康民君	政府委員
小柳 勇君	高橋 衛君	近藤 信一君	鈴木 強君	國務大臣 床次 德二君	建設省計画局長 川島 博君	
迫水 久常君	斎藤 昇君	森 元治郎君	阿具根 登君	内閣法制局第二 部長 田中 康民君	内閣法制局第一 部長 田中 康民君	
廣瀬 久忠君	加瀬 完君	永岡 光治君	久保 等君	内閣法制局第三 部長 田中 康民君	内閣法制局第二 部長 田中 康民君	
秋山 長造君	北村 幡君	岡 三郎君	羽生 三七君	内閣法制局第四 部長 田中 康民君	内閣法制局第三 部長 田中 康民君	
成瀬 幡治君	須藤 五郎君	河田 賢治君	古部 秀男君	内閣法制局第五 部長 田中 康民君	内閣法制局第四 部長 田中 康民君	
渡辺 武君	小笠原貞子君	亀田 得治君	木村裕八郎君	内閣法制局第六 部長 田中 康民君	内閣法制局第五 部長 田中 康民君	
春日 正一君	前川 旦君	大和 与一君	田中 一君	内閣法制局第七 部長 田中 康民君	内閣法制局第六 部長 田中 康民君	
岩間 正男君	戸田 菊雄君	松澤 兼人君	藤原 道子君	内閣法制局第八 部長 田中 康民君	内閣法制局第七 部長 田中 康民君	
山崎 昇君	竹田 現照君	加藤シヅエ君		内閣法制局第九 部長 田中 康民君	内閣法制局第八 部長 田中 康民君	
沢田 政治君	村田 秀三君			内閣法制局第十 部長 田中 康民君	内閣法制局第九 部長 田中 康民君	
川村 清一君	大橋 和孝君			内閣法制局第十一 部長 田中 康民君	内閣法制局第十 部長 田中 康民君	
松井 誠君				内閣法制局第十二 部長 田中 康民君	内閣法制局第十一 部長 田中 康民君	
外務大臣 愛知 揆一君	内閣總理大臣 佐藤 栄作君	〔第二十一号参照〕	審査報告書	内閣法制局第十三 部長 田中 康民君	内閣法制局第十二 部長 田中 康民君	
よつて要領書を添えて報告する。	国際通貨基金協定の改正の受諾について承認するの件	この改正は、現行の国際通貨基金協定に特別引出権制度を創設する規定を新たに設けるとともに、手続的規定等に関する既存の条文の一部を修正するものである。この改正によつて国際通貨基金は、金や米ドルを補充する新たな準備資産として特別引出権を計画的に創出することが可能となる。この改正を受諾することは、国際通貨制度の強化並びにわが国の貿易及び経済の一層の発展に資すると考えられるので、妥当な措置と認めた。	一、委員会の決定の理由	内閣法制局第十四 部長 田中 康民君	内閣法制局第十三 部長 田中 康民君	
別に費用を要しない。	一、費用	右は多數をもつて承認すべきものと議決した。	内閣法制局第十五 部長 田中 康民君	内閣法制局第十四 部長 田中 康民君	内閣法制局第十五 部長 田中 康民君	

審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する

法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月二十四日

石炭対策特別委員長 阿具根 登

参議院議長 重宗 雄三殿

附帯決議

官報(号外)

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石

炭鉱業の整備を円滑にするために、石炭鉱業を廃止する会社に対し、新たに石炭鉱業整理特別交付金の交付を行なわせる制度を創設し、その業務を石炭鉱業合理化事業団に行なわせることのほか、石炭の販売数量の調整に係る共同行為の指示、合理化基本計画の目標年度を四十八

年度に改める等を内容とするもので、おおむね

妥当な措置であると認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

炭鉱整理促進費補助金として、約一〇五億円が昭和四十四年度石炭対策特別会計予算に計上されている。

石炭対策特別委員長 阿具根 登
参議院議長 重宗 雄三殿

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

審査報告書

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案

本法施行のため、昭和四十四年度分として、

石炭対策特別会計予算に三十六億六千八百余万円が計上されている。

昭和四十四年四月二十四日

石炭対策特別委員長 阿具根 登

附帯決議

政府は、本法施行にあたり保安の確保が、人命尊重の見地からももちろん石炭産業の再建のために極めて重要であることにかんがみ、再建整備

業量の大額な増大、無資力調整交付金の拡充に

ついて十分配慮すること。

三、産炭地域振興については、今後の炭鉱閉山に

対処し、産炭地域振興事業団の機能の一層の拡充強化と企業誘致の促進を図るとともに、産炭地域における地方財政の援助と文教、住宅等の施策について特段の措置を講ずること。

右決議する。

要領書

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法律案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、そ

の再建整備を促進するため、石炭会社が負担している債務の償還にあてるための再建交付金を

交付する制度を設けようとする内容を主な内容

とするもので、おおむね妥当な措置であると認める。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、そ

の再建整備を促進するため、石炭会社が負担している債務の償還にあてるための再建交付金を

交付する制度を設けようとする内容を主な内容

とするもので、おおむね妥当な措置であると認める。

要領書

計画の認定にあたり、経営者の企業責任を確立させるとともに長期保安計画及び年次保安計画について強力な指導を行ない、保安の確保に万全を期すべきである。

右決議する。

昭和四十四年五月十六日 参議院会議録第二十四号

六七八

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物記可

官報
一部四十円
(配送料共)
發行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(大代)